

平成24年白浜町議会第1回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成24年3月13日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成24年3月13日 9時31分

1. 閉 議 平成24年3月13日 14時47分

1. 延 会 平成24年3月13日 14時47分

1. 議員定数 16名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 16名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	正木	秀男	2番	笠原	恵利子
3番	岡谷	裕計	4番	西尾	智朗
5番	玉置	一	6番	廣畑	敏雄
7番	溝口	耕太郎	8番	水上	久美子
9番	南	勝弥	10番	湯川	秀樹
11番	丸本	安高	12番	長野	莊一
13番	正木	司良	14番	楠本	隆典
15番	辻	成紀	16番	三倉	健嗣

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 林 一勝 事務主事 高梨 鉄也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

白浜町長職務代理者

副町長 熊崎 訓自

教育長 清原 武 会計管理者 吉川 廣

富田事務所長					
兼農林水産課長	辻	政	信	日置川事務所長	前田
総務課長	坂本	規	生	税務課長	小幡
民生課長	鈴木	泰	明	生活環境課長	中戸
観光課長	正木	雅	就	建設課長	笠中
上下水道課長	山本	高	生	地籍調査課長	堀本
教育委員会					
教育次長	青山	茂	樹	消防長	山本
総務課課長	田井	郁	也	農林水産課課長	鈴木
総務課副課長	榎本	崇	広		

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成24年第1回定例会2日目を開会いたします。

日程に入る前に、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番外（事務局長）

ただいまの出席議員は16名でございます。

本日は一般質問を予定しています。

16日から26日にかけて開催されます予算審査特別委員会の資料をお手元に配付しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

去る3月6日に設置いたしました予算審査特別委員会の委員長に7番 溝口君、副委員長に15番 辻君と決定をいたしましたので、ご報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順により、順次、質問を許可します。

それでは、通告順1番、10番 湯川君の一般質問を許可いたします。

湯川君の質問は総括形式です。

10番 湯川君（登壇）

○10 番

皆さん、おはようございます。平成24年第1回の一般質問の1番を与えていただきまして、ありがとうございます。

今回、水本町長にかわりまして、熊崎副町長の答弁に期待するものでございます。私の質問は偶然にも熊とつく内容でございますので、熊崎副町長、よろしく願いいたします。

その前に、今月の22、23日と、果川市のママさんバレーチームの一行二十数名が、白浜に来られることになりました。民間交流が活発になりつつあることを大変うれしく思っております。白浜町バレーボール協会が中心となって、歓迎会、友好試合を計画しております。23日の夜7時半ごろより阪田の総合体育館で試合をしますのです、皆さんぜひ応援がてら見に来てください。

さて、町内の観光産業の経営状況は、昨年の豪雨災害の影響等で、過去最低の状態であり、商工会の会員も廃業等で減る一方で、まちの活力がなくなってきております。どう打開していくのが課題でございます。

それでは、まず、今月2月5日に上富田町で行われた17回目を迎えた紀州口熊野マラソン。このマラソン大会は世界遺産に指定された熊野古道の中辺路などが含まれ、歴史と自然を感じる熊野という響きに誘われて、日本全国への発進力があり人気があります。北海道から鹿児島まで、過去最高の6,400人の申し込みがあり、実参加者は5,877人、半数は県外からの方で、周辺で宿泊される方も多く、田辺、白浜の民宿、ホテルもその恩恵を受け、帰りは白浜の温泉につかって帰られる方も多いと思われます。

田辺の飲食街では、今夜は何でこんなに人が多いんやなという状況も見られます。上富田の方の中には、この大会は、白浜と田辺のためにしてあげやうなもんやなという声もあるそうです。車で来られる方も多く、会場付近の駐車場は満杯状態で限界だそうです。

それに、なでしこジャパンに見られるように、社会人や大学のクラブ、サッカーや野球の合宿が上富田町のグラウンドや施設を借りて行われ、白浜町も宿泊の受け入れ等で恩恵を受けております。

そこで、白浜町としても、このマラソン大会運営に何か協力、支援できることがあるかどうか、上富田町当局等に伺いをたて、協力を検討してはどうか。例えば、旧空港跡地に駐車をしていただいて、シャトルバスで送迎をすとかできるのではないか。そうすれば、もっと多くの参加者が見込まれるということもお聞きしました。これからは、上富田町、白浜町、田辺市と、市町村の境界を越え、行政が一体となって支援できたら、大会もレベルアップし、1万人規模になれば、国内での認知度も上がり、より大きな経済効果をもたらすと考えるが、どう思われるか。コースも、白浜の方面へ向かって走り、保呂、内ノ川等をとおるコースな

どできれば、理想的ではないか。

続いて、車のナンバープレート、ご当地ナンバー「熊野」の導入実現を目指して質問をしたい。それは、「熊野」という世界ブランドで、これからの白浜の観光客の増加を目指したいという思いからであります。熊野古道が世界遺産に登録され、熊野という言葉、地域を、全国の皆さんに知ってもらうため、私たちの生活の足である自動車のナンバープレートを「熊野」に変えようということです。「和歌山」のかわりに「熊野」に置きかえるわけです。ご当地ナンバーのはしりは、湘南ナンバーです。1994年に実施されました。1985年ごろから、若者の中で、相模ナンバーより湘南ナンバーをつけて走りたいという思いから、行政、民間一体となった大きなうねりが、当時の運輸省を動かし、実現。湘南地域全体としての宣伝効果やイメージをアップさせ、ブランドとなってきました。

私たちの「熊野」の響きは、自然、文化、歴史、伝統を意識し、世界遺産をさらに新たに全国に知らしめるものと考えます。そこで、熊野地方である田辺市以南、白浜、尾鷲、熊野市くらいまでのエリアにおいて、車のナンバープレートを「熊野」に統一できないかということです。道州制が問われ、広域行政の必要性が迫る中、県境を越えた地域連合としての取り組みを、地域活性化の1つとして進められないかと考えます。いかがですか。

さて、これに関連する話として、先日、地方紙の「紀南の100人」に登場したブラッドトウルさんは、熊野を持続的な観光地にという強い思いで、予約サイト「熊野トラベル」を開設、インターネットで世界へ発信をして、昨年10月以降、外国人は350人来られたということで、熊野古道はミシュラン発行の旅行ガイドで三つ星を獲得と、世界的な観光地への歩みはゆっくりと着実に続けられていきそうであると紹介されていました。

我が白浜町も、温泉と景色だけでお客様を呼べる時代ではなくなってきたとだれもが感じ始めたのではないのでしょうか。東京で白浜といえば房総の白浜であり、和歌山ってどこにあるのと言う人も多いのが現状です。これからは、中国、韓国、世界中からお客さんに来てもらわなあかんです。世界へ発信するには、紀州や和歌山、白浜ではだめであり、「熊野」で発信し、熊野へ来られた方が、白浜へも寄って宿泊し、消費をしていただくという大きな視点で売っていくという考えが必要ではないか。その意識づけの1つが、熊野ナンバーであると考えます。

このことについて、当局の見解をお願いしたい。

第1回目の質問を終わります。

○議 長

ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

番外 副町長 熊崎君（登壇）

○番 外（副町長）

皆さん、おはようございます。本日はよろしくお申し上げます。

ただいま湯川議員から大きく2点についてご質問をいただきました。

まず、口熊野マラソン大会への協力と支援につきましては、ご提言のように、周辺自治体との連携は大変重要であると考えております。これは主催者のご意向なども踏まえ、慎重に考えていく必要があると考えておるところでございます。この詳細につきましては、担当課から答弁をいたします。

次に、ご当地ナンバー「熊野」の導入の実施につきましては、白浜町だけで実現できるも

のではありませんので、やはり広域的な取り組みの中で検討していかなければならないと、考えています。詳細は担当課長から答弁させますが、大変貴重なご提言ですので、今後、郡町村会等でも、広域的な地域活性化の1つの取り組みとして、意見交換をしていただきたいと思いますと考えていますので、どうかよろしく願いをいたします。

○議 長

番外 教育長 清原君（登壇）

○番 外（教育長）

皆さん、おはようございます。

湯川議員さんから、紀州口熊野マラソンの支援と協力について御質問をいただきました。

ご承知のとおり、ご指摘のとおり17回を迎えて年々参加者がふえております。特にフルマラソンとしては県下唯一のコースで、フルマラソン、ハーフマラソンにつきましては、日本陸連の公認コースとしての認定も受けておりまして、本大会の関係者も含めた参加者が選手、家族、スタッフ、コーチ等すべて含めると、約1万人に及ぶと、それくらい人が集まっております。そうしたことから、県外から来られる方も多くて、飛行機もいっぱいになっていると。あるいは町内の観光施設も非常に恩恵を受けていると、それは本当に事実でございます。そうしたことから、今後とも、教育委員会もこのマラソンにつきましては、できる応援、支援というのは行っていく必要があると考えております。詳細につきましては、教育次長のほうからご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○議 長

番外 教育次長 青山君（登壇）

○番 外（教育次長）

おはようございます。

ただいま湯川議員から、当町としてもこのマラソン大会の運営への協力を検討してはどうかのご提言であります。昨年度に大会のコースが変更され、フルマラソンコースの一部が当町の北富田地区の保呂、内ノ川にかかり、上富田町の実行委員会からの協力要請もございましたので、教育委員会職員10名が、内ノ川ふれあい会館前に設置されました給水所の運営に協力をいたしたところでございます。今年度におきましても、昨年度に引き続き2回目となりますが、先月5日に運営協力を行ったところでございまして、交通指導員さん5名にも協力をいただいたとお聞きしております。

費用的な支援ではなく、このような人的支援、協力は、今後も要請に基づきまして、できる限り続けていきたいと考えておりますし、地元の内ノ川地区や保呂区などの住民の皆さん方も沿道に出てください、多くのご声援を送っていただけるなど、大変ありがたく感謝しているところでございます。

○議 長

番外 観光課長 正木君（登壇）

○番 外（観光課長）

おはようございます。

まず、口熊野マラソンへの協力支援についてであります。この大会は県外からも大勢の参加があり、当町にとりましてもこのような大会が定着されることは大変ありがたいこととあります。一方で、スポーツ合宿などによります宿泊誘致という観点からも、周辺自治体と

の広域連携の必要性を感じているところであります。

先般のなでしこジャパンの合宿の際にも、周辺市町と企業も参加してそれぞれの名産品の販売や観光PRのためのブースを設けていただき、当町も参加させていただいております。

口熊野マラソンへの協力あるいは支援につきましては、主催者のお考えに基づき、可能な範囲ではありますが、協力できればと考えております。

また、議員からのご提言の中に、白浜方面へのコース延伸や、旧空港跡地を利用したシャトルバスの運行などがありました。大会の内容につきましては、運営主体であります上富田町、上富田町教育委員会、和歌山県陸上競技協会のご意向がどうであるかということもありますし、近年の交通量の増加等により、さまざまな影響が懸念されますので、これらについて、当町から意見を申し入れることは、差し控えなければならぬと考えるところでございます。いずれにしましても、周辺自治体との連携を積極的に図りたいと存じますので、今後ともご指導をお願いいたします。

次に、ご当地ナンバー「熊野」の導入を目指して、についてでございますが、議員ご承知のとおり、通常は自動車のナンバープレートは、自動車の使用の本拠の位置を所管する運輸支局、または自動車検査登録事務所の名称等が表示されておりますが、地域振興や観光振興等の観点から、ナンバープレートの地域名表示を弾力化し、自動車検査登録事務所の新設の有無にかかわらず、新たな地域名表示、ナンバープレート、いわゆるご当地ナンバーを認めるものであります。

対象となり得る地域の基準につきましては、1番目に、地域特性や経済圏等に関して他の地域と区分された一定のまとまりのある地域であり、一般に広く認知された地域であること。また、原則として、単独の市町村ではなく複数の市町村の集合であること。2番目に、当該地域において登録されている自動車の数が10万台を超えていること。3番目に、対象となる地域がその都道府県内における他の地域名表示の対象地域と比較し、人口、登録されている自動車の数などに関して、極端なアンバランスが生じないものであることなどとなっております。導入の手続きにつきましては、新たな地域名表示、ナンバープレートの導入は、当該地域の住民や自動車ユーザーの意向であることが前提であり、当該地域を構成するすべての地方公共団体の合意が必要であります。また、県内のバランス等の基準の適合性には、県の判断が必要となってまいります。

平成22年には、和歌山県、三重県南部の自動車に、「熊野」のナンバープレートの導入を目指して、紀南地方の議会議員が中心となって、熊野ナンバープレート導入推進協議会の設立準備会が開かれ、導入に向けて意見交換をされたとお聞きしております。町としましても、ご当地ナンバー「熊野」の導入は、熊野地域の自然や歴史、文化等の魅力を活かし、また広域的な観点から観光振興につながるものと考えますが、住民の意向が前提となることを考えたとき、それに対する意見はどうしても地域間で格差が生じるのではないかと想定されるところであります。今後、県や他の自治体とも情報交換をしまいたいと考えております。

また、白浜町も参加しております広域観光の推進を目的とする田辺市及び西牟婁郡域の自治体や関係団体で組織する南紀エリア観光推進実行委員会におきましても、今後は熊野地域も含めた観光地の情報発信や旅客誘致について連携を深めてまいりたいと考えておりますので、ご指導をよろしくお願いいたします。

○議 長

再質問があれば、これを許可いたします。

10番 湯川君（登壇）

○10 番

ご答弁いただきました。口熊野マラソンについては、現在も協力できるところは協力していただいているというお話しでございます。

そして、こちらからこうします、ああしますというのはもちろん余り感心しないんですけども、やはり、私も言うておりましたように、まだ話をして、どのように協力できることがあるのか、もっと綿密に、上富田町でやっているマラソンであるけれども、やはり我々白浜町と全体と一緒にやっているんやなという気持ちをお伝えして、それが白浜の経済に寄与できるように、より綿密にお願いしたいと思います。

かつて白浜町ではまゆうマラソンというのがありまして、人気もあつたんですが、交通事情等の影響でなくなってからもう久しく、残念でございます。

それで、その口熊野マラソンのエントリーですけれども、インターネットやローソンのロッピーとか、またランナーズとかいうサイトからの申し込みが大半であるそうです。役場の担当窓口へ申し込む方は、本当に少数だそうでございます。

それと関連しまして、田辺市では、スペインからのご夫婦がインターネットで農家民泊を予約して、農作業などを手伝って、そして農家へ泊まり、そしてまたそれが終わったら、農家の方が、きょうは白浜へ行こうかと言うて白浜のほうへ、自分の車で白浜の温泉へ連れて行ってあげて、次の日にはまたその方が本宮へ行くというような、そういうパターンも、それは今の口熊野とは余り関係ないんですけども、そういう熊野としてのお客さんが来ているという状態であると、農家の主人にお聞きしました。

こんなように、マラソンも体験ですが、今はもう体験とか滞在型の観光となりつつある。それから熊野を目指して来たら、近くに白浜温泉があると。そして、白浜へも足を運び、宿泊した。そういうことになってくれればよいのではないのでしょうか。そして、崎の湯なんかは、特に外国人の方には大変人気がございます。

それはそれとして、次は熊野ナンバーでございますけれども、課長、いろいろ調べていただきまして、そういういろいろなこれからのそれを導入していく課題もたくさんございますけれども、町としても観光につながるように情報交換をしていきたいということでございますので、積極的に情報交換をしていただいて、また、その結果も報告していただければ、ありがたいと思います。

それに関連しまして、今、日本の人口よりも携帯の数のほうが多くなってきている。みんな、2台や3台も持つ人も多いと。携帯も、もう普通の携帯からiPhoneへと洪水のようにシフトがされております。iPhoneを開けば、白浜の年中行事やお祭や四季の移り変わり、また日置川の美しさ、アユのこととか体験観光、また熊野を愛した南方熊楠の記念館の内部とか、崎の湯へ入っている入浴シーンとか、パンダ、またダイビングしている様子とか、そういうのが動画で見られるようになれば、それを見た方々は、ああ一度は白浜へ、熊野へ行きたいというふうになるのではないかということを思っております。

以前、町が製作したあのDVDは、今は携帯ではもちろん見られないでしょうが、見られるんでしょうか。そしてその後そのDVDの反響と人気はどうだったでありますでしょうか。

私が思うに、やはりこれから早急に、この役場や観光協会を挙げて、そういうインターネ

ットを操る部署といたしますか、つくる必要があると思うんですが、どうでしょうか。

今、機構改革が叫ばれている中、そういうインターネット室のようなものをつくって、そこへお金と人材を投入すべきではないかと思いますが、その点についてどう思われますか。

「熊野」のご当地ナンバーですけれども、導入の実現目標というのを一生懸命やっていただいている方は考えておられるんですけれども、やはり世界遺産が登録されてからの10周年、それが平成27年です。それを目指して活動をしていこうかということでございます。それかまた、和歌山国体を目指して、その導入を目指していこうかということでございます。

できるかできないかはわかりませんが、またそれがいいのか、本当に効果があるのかということなども含めて、もう十分当局としても検討していただき、また住民の皆さんのご意見も聞いていただければと思います。

いろいろ言いさがしましたが、再質問ということで、答弁できるところがございましたら。

○議 長

再質問が終わりました。通告にない質問があったかもわかりませんが、わかる範囲でご答弁いただければと思いますので、それでは、お願いいたします。

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

今現在の「熊野」ナンバーの導入に関連してご質問をいただきまして、携帯電話でインターネットを利用される機会が大変多くなっているということは、もう今、テレビでのコマーシャルを見てもわかりますし、議員の申されるとおりかと存じます。

ご質問の中で、町のDVDですが、携帯では見られるのか、見られないのかというご質問でしたが、携帯では今のところ見ることはできません。ただ、このDVDは、白浜観光協会のホームページで見ることができることとなっております。活用につきましては、観光PRにも利用しておりますし、各旅行会社にもお配りをして活用していただくようお願いしております。これからはますますこうしたDVDを使って、またDVDの内容も工夫をしていけたらとも考えております。

インターネットを活用する室をつくってはどうかということですが、それにつきましては、副町長のほうで答弁をお願いします。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

今、インターネット室を使って観光誘致に導入をするようにしてはどうかということですが、現在、そのような室の設置ということには考えてはおりませんが、組織改革の中で、いわゆる企画政策係というようなものを考えておりますので、その中で検討できればと、今、個人的にはそう思っております。

以上です。

○議 長

よろしいですか。再々質問があれば、許可いたします。

10番 湯川君（登壇）

○10 番

再々質問といたしますより、皆さん前向きな取り組みをしたいという答弁をいただきました

ので、いろいろと町行政は問題が山積みの中がございますが、やはり未来を見つめた大きな取り組みを、着実にやっていただきたいと思います。

副町長も言われましたように、インターネット室はすぐにはできませんけれども、今、観光協会等で何千万というお金を使っておりますけれども、このインターネットに関連する部署をこしらえるとしても、そんなにお金が必要ないと私は思うんですけれども、そこへ力を入れていかないと、もう時代から取り残されていくのではないかと本当に思います。どうぞその点、力点を置いて、これからしっかりやっていただきたいと思います。

これで、質問を終わります。

○議 長

以上をもちまして、湯川君の一般質問は終わりました。

続いて、13番 正木司良君の一般質問を許可いたします。

正木司良君の質問は、総括形式です。災害発生時における通学児童の安全対策、旧空港跡地の活用に対する取り組み等について、質問を許可します。

13番 正木司良君（登壇）

○13 番

それでは、一般質問をさせていただきます。

春は、新しい門出の季節であります。先の中学校の卒業式で、私は希望に胸を膨らませている子どもたちに、勇気と友情と夢を忘れない、自分を信じて一步一步前に進んでほしい、そのような言葉を送らせていただきました。3年前の一般質問のこの席で、私は、県下でただ1人、全日本中学生バスケットボール代表の選手に選ばれ、秋田県の有名高校に進学をした少年の話を見せていただきました。その彼は、3年間、たった1人の母を白浜に残して、遠く離れた異郷で一生懸命勉強をしました。そしてことし、東京の有名大学に入学することが内定しました。一人息子のために一生懸命働いてきた、まだ若いお母さんも、苦勞のしがいがあった、そう言って涙ながらに喜んでおられました。これからも厳しい社会の中で、一生懸命頑張っているお母さんと少年に、心から声援を送りたいと思います。

それでは、本題に移らせていただきます。

東日本大震災から一周忌を迎えました。12日現在、犠牲になられた1万5,854人。そして今なお行方がわからない3,155人の御霊に心から哀悼の意をささげるものでございます。未曾有の大惨事は、数々の悲劇を創出しました。中でも心が痛むのは、いたいけな幼な子や子どもたちの犠牲であります。この前にも述べさせていただきましたが、学校側の対応のまずさで、宮城県大川小学校では、全校生87人のうち70人の児童が死亡し、今なお4人が行方不明になっております。一昨日の3月11日午後2時46分、私は、はるか北東のかなたに向かって、合唱したまぶたの奥に、濁流に流されながら母に助けを求め、泣き叫ぶ幼い子どもたちの悲惨な姿が浮かび、胸がかきむしられる思いでございました。

近い将来、高い確率で発生するとされている南海大海震災に備えて、防災対策につきましては、これまでも質問をさせていただきました。その中で、教育現場における子どもたちの安全対策については、教育長からの確かな答弁をいただいたものでございます。

ただ私が心配するのは、特に海岸沿いの住宅街を校区に持つ学校の場合の児童生徒の通学時の安全対策であります。その時間帯に大地震が発生した場合、避難は子どもたちの判断に任せるよりほかはない。しかし、恐怖と動転のパニック状態の中で、子どもたちが冷静に行

動できるとは思えません。今回の大震災でも、授業が5時限目で下校した低学年の子どもたちの多くは濁流にのまれ、6時限の授業があった上級生は、学校の適切な避難措置で助かったという学校の事例も報告をされております。

子どもたちの通学路には、当然それぞれの違いがあります。それだけに、この子どもの場合、ここで地震が起こればこの山に逃げる、ここで起こった場合はあの高台に避難するなど、全児童にそれぞれケース・バイ・ケースの避難の方法を認識させるべきだと私は思っております。そして子どもたちも、毎日の登下校の中で、日常的に、ここで地震が起こったらこっちに逃げるんやと避難のルートを身をもって体得すべきだと思いますが、子どもたちの通学時の安全対策についてお伺いをいたしたいと思っております。

旧空港跡地の活用についてでございます。

空港跡地の活用につきましては、真鍋町政当時から論議をされてまいりました。当局の提唱で、平成8年当時、全議員が企業誘致などで再活用されている北海道の旧女満別空港を視察したこともありました。最近の話になりますが、立谷町長当時は企業側の積極的な協力を受け入れて、バラ園構想が具体化しました。しかし現町政にかわって、方向転換され、文字どおりバラ色の計画がとん挫し、多くの町民を失望させました。

そして現在、水本町長が代替案として、特定の企業の誘致に取り組んでいるとも一時聞いたことがありましたが、具体的に進展しているのかどうか。もし、関係当局で把握されているとすれば、そのあたりの実情についてお伺いをいたしたいと思っております。

また、先日の地方新聞で、地元選出の国会議員が提唱されました空港跡地に西日本最大の規模を持つメガソーラーシステムを柱とした、わかやまエコロジー生態系学、エコロジータウンの誘致構想が大きく報道されていまして。16ヘクタールの空港跡地に大規模な太陽光発電装置を設置し、収益を観光促進に還元する。1,000人規模の雇用を創出し、また、先端技術を活用した水耕栽培の開発などにも取り組み、観光資源としても大きな成果が創出できる。そして白浜町にも土地の賃貸収入のほか、15年間で最大2億円の固定資産税が入り、地元企業には最大10億円の工事の発注が期待できるとされております。そして、この構想には、既に大手の2つの企業が前向きで、あとは土地所有者の白浜町と和歌山県の協力いかににかかっていると、そういう内容でございました。全戸に配布されましたこの新聞を読まれた町民の方は、ほう、こんなんでできるんやなど大きな期待感も持たれたと思っております。

しかしこんな願ってもないような構想が一向に表面化してこない。ある消息筋では、県の対応も冷ややかだと聞きました。我が白浜町においても、行政の中でそんな話を、私は余り耳にしない。あれば、議会にも何らかの打診があるはずだと思います。

そうすると、この話は単なる構想に過ぎないのかどうか、まず最初に当局の見解をお聞きいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議 長

それでは、ただいまの質問に対しまして、当局の答弁を求めます。

番外 教育長 清原君（登壇）

○番 外（教育長）

正木議員からは、震災時の児童の安全対策、特に通学時における安全対策についてご質問いただきました。私も通学時の安全に対する対策というのは、学校と家庭がともに考えるべき、自然災害への対応としては最も重要な対応だと思っております。危機対応の要諦だとそ

ういうように思っております。

不幸な3月11日の大震災を受けまして、即座に町内の15の小中学校は、4月に間に合うように危機管理対応マニュアルを見直しました。そして、中でも釜石市の取り組みを十分に参考にして、対応マニュアルの改善をいたしました。そして、その具体的な1つとしては、他の市町村に先駆けてやったことなんですけれども、巨大地震が来ても、すぐに逃げられる高台を各校が設定をいたしました。そして、その高台につきましては、行政の対応が間に合わなかったら悪いということで、教職員あるいは地域、保護者の協力で、独自に設定したところもございます。そうしてたびたび訓練もやってまいりました。

したがって、子どもたちが学校にいるときには一定の安全な対応がとれると、そういうふうな自信は持っております。しかし、それとともに、今ご指摘のように、登下校時、あるいは家庭にいるとき、あるいは遊び等で外出しているとき、このときにどういう対応がとれるかと、これは非常に大事だと思っております。学校にいる時間は1年間を通算して見た場合、1日のうちの約2割にすぎないと言われます。ですからそれ以外の時間、一人一人の子どもにどういう対応、意識を養うかというのは、非常にこれは大事だと思っております。

特にそのことで、危機管理マニュアルの中に登下校中の避難を示して、学級指導等で取り組んでまいりました。ただ、一番の基本は登下校中、あるいは遊びに出ているとき、大地震が揺ったときには、近くの高台に逃げるというのは一番の基本にしております。実際に訓練でそこを歩いたりしている学校もございます。しかし、ほんとに大地震が揺って、そういうパニック状態のときに、本当にベストの行動がとれるのか。あるいはその近くの高台が、倒壊等の恐れのある建物の近くでないかとか、いろいろな視点がやっぱり必要です。そういうところから、ご指摘のように、ここは子どもが一番大事と考えて、今、取り組んでいるところなんです、それは家庭の仕事じゃないかという、そういう多数の意見もございます。しかし、今、学校と家庭がともにここは協力をして、学校も家庭も、例えば登下校中に地震が起こったときにどこへ逃げればよいかというのをともにやっぱり把握をして、双方手を取り合って子どもたちに認識を培っていく必要があると、そういうふう考えております。

15の小中学校は、地域的な差もございますが、特に宝永の大地震で、津波等で地域一帯が非常に被害を受けた富田小学校とか、何校かが実際にアンケートをとってしている例があるんですが、そのうち1校、富田小学校の例ですと、こういうふうな対応を保護者に対してとっております。

エッセンスだけご紹介させていただきますけれども、アンケートの文として、「登下校中に地震が起こった場合、どのような避難が適切か、どこに避難すればよいのかを、子どもに教えていただきたいのです。場合によっては数カ所の避難場所が考えられるかもしれませんが、場所がわかりにくい場合は、子どもがよくわかるように、その場所に連れて行っていただく必要があるかもしれません。大変お手数をおかけするのですが、子どもの命を守るためには必要なことと考えます。ご協力よろしく願いいたします。学校としても、登下校時に地震が起こった場合、子どもがどこに避難しているのか、避難の可能性のある場所をつかんでおきたいので、ご家庭で話し合った結果を、次の用紙でお知らせいただけませんか。よろしく願いいたします」と、こういうふうなアンケート用紙を保護者に配布させていただきまして、そして自宅から学校まで、途中何カ所かの避難場所を答えていただくと。それを学校が実際に確認して、本当に安全な場所かどうかと。それをまた家庭にお返しすると。

そういうふうな方法をとっております。そして、それに基づいて、実際に学校のほうでその安全な場所に子どもたちを連れて行って訓練を行うと、そういうことが必要と考えています。

これは、津波の恐れのある学校全校に、今後、現在数校ですが、全校に徹底していきたいと、そういうふうと考えております。

それとあわせてですけれども、少し時期が遅いという気持ちはしているんですが、文部科学省が、危機管理対応マニュアル作成の手引きというのを作成いたしました。今月の下旬に届く予定です。これには、東日本大震災とか、あるいは五連動の大地震の可能性も指摘されております。今度は、今まで以上にまた、そういう被害を受ける恐れもあるというので、さまざまな留意点が示されていると聞いております。それも参考にして、引き続き保護者と連携を強めまして、子どもの安全を守るために取り組んでいきたいと考えております。

どうかよろしく、またご指導のほうお願いをいたします。

○議 長

番外 副町長 熊崎君（登壇）

○番 外（副町長）

正木議員ご質問の旧空港跡地活用という企業提案につきましては、このほかにも幾つかの提案をいただいている中の一つであるという押さえをさせていただきます。旧空港跡地利用の事業提案をいただくということについては、大変ありがたく思っているところでございます。

しかしながら、現在、全国の自治体において、昨年3月に発生した東日本大震災により、防災対策の強化が喫緊の課題となっており、当地域においても、東南海、南海地震の発生が危惧されている中、旧空港跡地は県の第2広域防災拠点として、有事の際には紀南地域全体の防災拠点として重要な役割を担う和歌山県広域防災拠点施設に指定されております。議員ご存じのとおり、昨年9月の当地方を襲った台風12号の際にも、自衛隊の応援要員のベースキャンプやヘリポートとして活用され、災害医療活動の支援機能拠点として、その役割を果たしたところでございます。

また、夏場の観光シーズン時には臨時駐車場として利用しており、白良浜の周辺の駐車場不足の解消及び渋滞緩和対策の一役を担っているところでもございます。一方で、平成27年開通を目指し進めております近畿自動車道紀勢線の南進、仮称でございますが白浜インターチェンジの開設及び白浜温泉街と結ぶ県道の開設等、当町における交通アクセス、来客者の移動形態等が変化することから、こうした将来を見据えた利活用構想の検討が必要になると考えているところでございます。

ご質問いただきました構想案につきましては、上記に述べさせていただきましたとおり、旧空港跡地町有地平坦部分全面を直ちにお貸しするには、防災拠点あるいは駐車場対策の代替地を選定するには、一定の期間が必要となること。ご提案のございました貸付料につきましても、現時点では、町有地部分の価格を設定できておらず、隣接する県有地との調整の上で、議会とも十分な議論が必要であると考えています。また、近畿自動車道の南進を見据えた利活用の方策を検討していかなければならないことから、現時点におきましては、太陽光発電施設用地として公募等を行っていく考えまでに至っていないところでございます。

旧空港跡地につきましては、大切な財産であり、地域住民や関係団体の意見を伺いながら、引き続き、用地の6割を所有する和歌山県とも連携し、紀南地域全体の発展及び活性化に資する利活用について、研究及び検討をしてまいり所存でございますので、ご理解とご協力を

何とぞお願い申し上げる次第でございます。

○議 長

再質問があれば、許可いたします。

13番 正木司良君（登壇）

○13 番

子どもの通学時における安全対策への教育長のご答弁をいただきました。学校と家庭の連携をさらに密接にして、避難ルートの確立を含めて、安全対策を徹底させていきたいと、そのような要旨であったと思います。それはそのとおりでございます。よろしく願いをいたしたい。

三重県の尾鷲市では、授業中に震災が発生したときは、学校が児童の安全確保に責任を持って、保護者が迎えに来てもし引き渡さないということを確認したといいます。

六十有余年前の南海道大震災に遭遇した私は、当時小学校5年生でした。津波が発生したときは午前4時ごろだったので、家族で就寝をしていました。それだけに、親の指示で近くのお宮さんの山へ逃げました。しかし、教育長もおっしゃられましたが、今回の大震災のように、発生時刻が午後2時以降であった場合、恐らく私は下校の途中かあるいは外で遊んでおり、波にのまれた可能性は非常に高いわけであります。津波の高さが20メートル以上と推定をされていますが、10メートルであっても、白浜半島の海岸部の住宅街は水没をしてしまいます。災害が発生したとき、町の人、そこで見かけた子どもと一緒に避難することが住民の義務であるというルールづくりや、あるいは、いろいろな塾が、少なくとも旧町内にはあるわけですが、塾通いの子どもの場合、塾の先生が学習中の子どもの安全を責任を持って守っていただくことなどについて、当局が関係者と事前に提携することも必要ではないかと考えるわけですが、その点について、いま一度お伺いをいたしたいと思います。

それから、空港跡地の活用でございます。ただいまの副町長のご答弁では、これからの災害の際の自衛隊員のベースキャンプなど防災本部の拠点にしなければならない。そしてまた、夏場の駐車場の対策も考えなければならない、そうおっしゃられておられました。それはそのとおりでございますが、少なくともあの20ヘクタール、16ヘクタールの広大な土地が、そのためだけに、ずっとそしたら、もうこのままの状態置いていくのかどうか。先ほどの副町長のお言葉では、先の国会議員の提案につきましては、議会にも十分な議論をしていきたい、今のところ考えには至っていない、そうおっしゃられておりましたが、極論すれば、今のところ考えてないですよということになるわけですか。それが1点です。

それから、私は今でも一連のバラ園構想には魅力を感じております。企業側が、ある意味で採算を度外視してでも、我が町の観光発展に貢献をしたいという切実な願望が、一転して否定されたことに首をかしげる町民も多いのではないかと。構想について、企業側とのこれまでのプロセスを踏まえて、再考の余地はないのかどうか。広大な空港跡地の10分の1でもそれに充てるというような、再考の余地はないのかどうか。

また、本来バラ公園に雇用されることになっていた国の緊急雇用創出事業に基づいて採用された公園の職員7人の処遇は、23年度末をあと半月に控えて、一体どうなるのか。もうやめていただくのか、あるいは何らかの救済措置を別に考えられておられるのかどうか。そしてまた、現在跡地に栽培されているバラの苗木を撤去するとも聞いておりますが、そのあたりの対応や、副町長がおっしゃられましたように、もうそしたら空港跡地の活用につい

では、今のところ、防災の拠点、駐車場が必要なので、ほかに具体的な構想はもう必要ないんだというお考えなのかどうか、そのことについて、改めて再質問をいたしたいと思います。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

空港跡地の利用について、活用について、ほかに具体的な構想がないのか、どう考えているのかという質問をいただきましたが、このことにつきましては、先ほどからお話がありました、和歌山エコロジータウン構想のほかにも、太陽光発電に関する事業提案やその他の事業に関する提案もいただいているところではございますけれども、個別的、具体的な案件につきましては、企業誘致活動の一環でありまして、企業情報にかかわることなので、この場では申し上げることはできませんので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

先ほども申し上げましたが、この跡地については、研究、検討をさせていただきたいと、このように思っております。

バラ園のことにつきましては、バラ園の閉園につきましては、以前から町長が答弁していますように、24年度以降の町の財政負担や平成21年度末に協議いたしました庁内会議での結果を踏まえ、旧空港跡地バラ園は本年3月末をもって閉園することを改めて答弁申し上げます。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

ただいま、緊急雇用事業に伴う臨時職員の雇用についてご質問をいただきました。和歌山県緊急雇用創出事業につきましては、次の雇用までの短期雇用、就業機会の創出といった趣旨がありまして、労働者個々の雇用、就業期間も通算12カ月以内であることが事業実施要領に定められています。そのことから、各課が当該補助金を活用し、取り組んでいる事業も、実施要領に基づき臨時職員を雇用しており、現在、バラ園で雇用している7名の臨時職員についても、補助事業であることを前提に、募集、及び雇用をしてございますので、どうかご理解いただきますよう、お願いいたします。

○議 長

番外 総務課課長 田井君

○番 外（総務課課長）

正木議員から、災害発生時のルールづくりにつきましての再質問をいただきました。災害が発生した場合の避難につきましては、子どものみならず、高齢者の方、それから体の不自由な方、土地勘のない観光客、それから外国人の方なども一緒に避難するという防災意識を町全体で協議をしていくことが大事だと考えております。

議員からご提言をいただきましたことも踏まえまして、今後の防災対策について考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議 長

再々質問を許可いたします。

13番 正木司良君（登壇）

○13 番

通学児童の安全対策につきましては、東日本大震災の惨事を尊い教訓としてしっかりと受けとめ、ただいまご答弁いただきましたように、高齢者や体の不自由な方々とともに、社会全体が一体となって、弱い立場の方々の命を守っていかなければならない、そのためのルールづくりを、私は要望いたします。教育行政がさらに積極的に、一人一人の子どもたちの身になって安全対策に講じていただけますように、お願いを申し上げます。

バラ園構想につきましては、私は率直に申し上げまして、このまま推移すれば、企業との間で民事問題に進展するのではないかと危惧をするところでございます。あえて申し上げますが、当局が企業側に示した一連の文書も、率直に言って、理論的に明確性を欠くのではないかと危惧をする思いであります。これまで順調に進んでいた構想が、行政が交代して一転して取りやめになったという前例をつくりますと、今後の企業進出や誘致のブレーキにもなり、今後の我が町の観光発展に影響するということも想像できます。そのあたりの行政的な責任についても十分考慮して、相互理解の中で今後の課題の解決に取り組まれることを強く求めたいと思います。3月で水本町長の方針どおり、せつかく企業側が寄附をしてくれた数万本の苗木を撤去すると。もうしませんから、もう閉園になりますので、これはもう全部撤去しますと。これは、先ほども申し上げましたように、行政として、やっぱりもう一度、企業側との相互理解の中で何らかの解決策が講じられるよう強く要望をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議 長

以上をもちまして、正木司良君の一般質問は終わりました。

休憩をいたします。

(休憩 10時45分 再開 10時50分)

○議 長

続きまして、11番 丸本君の一般質問を許可いたします。

丸本君の質問は一問一答形式です。

殿山ダムについて、医療等について、町政運営について、防災対策について、以上でございます。

まず1番目の殿山ダムについての質問であります。

11番 丸本君（登壇）

○11 番

11番 丸本安高でございます。議長のお許しをただいまいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今議会においては、殿山ダム、そして医療、町政運営、防災対策、以上4点について通告をしております。当局には、明確なご答弁をお願いしておきます。

早速通告にしたがい、殿山ダムについて質問をいたします。

殿山ダムについての質問は、昨年3度にわたり質問をさせていただいておりますが、特に旧日置川町と関西電力和歌山支店との間で昭和60年2月25日に締結した協定書の中身について、不明な点が数多くありました。この協定書は、合併後の新白浜町に引き継がれていると思うが、昨年の9月議会、そして12月議会においても明確な答弁をいただいております。この協定書は期限が切られておりません。先の12月議会で、法律家に協定書の内容について鑑定をしてもらおうと、町長答弁をいただいております。ダムが存在する限り、協定

書は生きていますと思いますが、弁護士先生にご相談をすると、判断をしていただくということでございます。ご答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君（登壇）

○番外（日置川事務所長）

おはようございます。よろしく申し上げます。

平成23年第4回の定例会におきまして、協定書の件についてご質問をいただいたところですが、その後この協定書に係る各条文の解釈について、町の顧問弁護士に相談をさせていただきました。本協定書の有効期限であります。顧問弁護士の見解では、本協定書に係る過去に要望した事項については、この条文からして将来にわたって有効であるとの判断でございました。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11番

和歌山県と関西電力との次回の殿山ダム水利権更新は、平成26年7月31日ということですが、更新後もこの協定は生きていますのか。今のご答弁でしたら、将来にわたってということですが、これはダムが存在する限り、存続する限り有効という、こういうことでよろしいんですか。再度ご答弁ください。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番外（日置川事務所長）

先も回答させていただきましたとおり、契約期間30年にかかわらず有効ということでありました。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11番

3条について、お伺いさせていただきます。

3条の条項の中に、ダム等の運営に関する一切の諸問題が、協定締結をもって過去も将来も解決したとあります。9月議会のご答弁では、新白浜町として精査していくというご答弁でありました。そして、12月議会では、関西電力と協議を行ったが、相互理解に十分至っていない。内容について専門的見地から判断を仰ぐ、さらに関西電力と協議を重ねるとある。

弁護士先生は、どのように判断されたのか。そして関西電力とさらに協議するとあるが、ことしになって協議されたのか、この点についてもご答弁をお願いします。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番外（日置川事務所長）

顧問弁護士の判断としては、協定書の第3条中にある一切の諸問題とは、甲から乙に対して過去に要望を行ってきた要望事項に対しての一切の問題であり、第1条での水位変動及び河床低下に起因して生じた過去の諸問題を指しております。このことについては、本協定書の締結をもって、過去、将来にわたって解決したものであるとの見解でございました。なお、

この条文の解釈につきましては、関西電力さんとも協議をして、双方理解をしているところ
であります。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

過去も将来もということは、いわゆる河床低下、水位変動、この点について、この2点に
ついてのみ解決をしておると。こういう理解でよろしいんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

この河床低下は、これらに起因した河床低下、水位の変動、これらに生じて過去に起こっ
た問題、それらについて解決したという、そういう見解でございます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

くどういようですけども、その過去については、河床低下、水位変動、将来についても解決
していると。この将来というのも、協定をもって河床低下、水位変動について解決をしたと、
こういう理解でよろしいでしょうか。過去についてはわかりました。将来についても解決し
てであると。その将来の解決というのは、河床低下と水位変動という、この部分については、
将来において解決しておる、このような理解でよろしいでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

この河床低下とか水位変動、これらの今まで要望してきたことについての諸問題について
は、将来にわたって解決した、そういうことです。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

それじゃ、将来の解決というのは、河床低下と水位変動についてのみは解決してあると、
このようにご答弁の内容を理解させていただきます。

同じ3条について、お伺いいたします。

3条で、ダムの円滑な運営に協力するものとなっております。水利権は30年間は関西電
力にあります。平成26年7月31日が期限です。次回の水利権更新に新白浜町が協力を
しなければならないのか。9月議会では協議していくとの答弁でありました。12月議会
では、文言等について専門家の判断を仰ぐということでございました。関西電力と協議された
結果はどのようなものでしょうか。そして、専門家の判断というのは、どのようなものでし
ょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

第3条では、過去の一切の諸問題について、本協定書の締結をもって円満解決したとなっておりますが、今後もダムが存在する間、ダムの保守運営に協力するとなっております。したがって、町としまして、次期更新に当たりまして、保守運営の一定の協力をする必要があるというふうに考えていますが、具体的な事柄等は、今後、関係者等と協議し、検討していきたいというように思っています。顧問弁護士との相談の中でも、条文の解釈において同様の見解であり、また、関西電力との協議におきましても、このことについて共通認識を図ったところでございます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

次の更新について、水利権の更新について町は協力していくというご答弁でございました。

これは、地元の町の合意というのが必要になってくると思いますけれども、求めてくると思います。いわゆる住民地区懇、これを開いて判断をされると。地区懇を開いていただけると、これは昨年の6月議会で町長が答弁をされているんですけど、協力すると今、おっしゃられました、協力するのはやぶさかではないんです。地区懇を開いてやられるんですか。その点、どうでしょう。判断の材料にされるんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

これについては、前回からもう30年ほど経過するわけなんですけれども、時のことを知る人も少なくなってきた中で、やっぱり地区懇を開いて、それぞれの協議団体さんとも相談しながら進めてまいりたいと、こういうように思っています。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

ぜひ、地元の意見というんですか、そういうのをくみ取っていただけるようお願いしておきます。

同じ協定書の第4条について、お伺いいたします。

4条の条文の中で、本協定締結に関し、万一、住民または諸団体から関西電力に対し異議求償の申し出があった場合は、すべて日置川町の責任において解決をし、関西電力に迷惑、負担をかけないものとする、このようになっております。南海地震等の大地震によるダムの決壊を心配する、ダム下流住民が多くあります。もし決壊となれば、甚大な被害が出るのが想定されます。もし決壊すれば、合併後の新白浜町に賠償責任があるのでしょうか。このことについても、9月議会、また12月議会で、当局から明解な答弁をいただいております。専門的な意見を聞き、協議していくとのご答弁でございました。専門家はどのような見解を示されましたか。ご答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

顧問弁護士の見解では、本協定書は、基本的に過去の要望事項についての協定書を締結し

ており、異議求償等の申し出については、本協定書に関することに限定されており、本協定書以外での問題で、異議求償に応じる必要はないとの判断でありました。

したがって、議員ご指摘の震災等により、ダムの決壊で被害が発生した場合の賠償責任を町が負うとした協定書ではないとの判断でありました。また、ダムは一般的な構造物であり、決壊した場合の被害については、当然所有者責任が問われるとのことでありました。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

町に責任がないと。

ダムの決壊についてお伺いします。昨年の6月議会で、ダム決壊のシミュレーションの提出を関西電力に求めていくべきと私は質問しました。その後、日置川区長会の統一要望、そして日置川事務所長の地元である田野井区からも大地震発生時に堰堤が崩壊した場合、被害状況についてのシミュレーションの実施、情報の公開の要望が出ております。大地震で決壊はないのか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

平成23年第4回の定例会の一般質問でも答弁をさせていただいたことではありますが、日置川区長会、また田野井区からもダム堰堤が崩壊した場合の被害状況についてのシミュレーションの実施、情報の公開等についてご要望いただいているということも承知しております。

しかしながら、現時点におきましては、繰り返しになりますが、国の示す基準をクリアしており、今後、国、県の動向も注視しながら、適切に対処してまいりたいと存じます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

この決壊の件について、阪神大震災後、それで今回の東北大震災も、決壊の心配をする声は何回か、何人かから私は伺っております。この件について、関西電力さんは、いわゆる想定内の地震、あるいは想定外の地震、この両方の想定内、想定外、いわゆる東北の地震は想定外という、あんな話も聞いておりますけれども、このような想定内、想定外にかかわらず、決壊はないという、これはもう断言しているんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

関西電力は、殿山ダムに関して、日置川流域の各地域で住民説明会を開催していますが、その中で断言という表現ではなく、地震でダムが決壊するシミュレーションはしていませんと。また、ダムが決壊するとは考えていませんという説明をされております。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

そしたら、断言はしていないということですか。明確に言うたら、断言はしていないと、

こういう理解でよろしいですか。

○議 長
番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）
断言という言葉は…。

○議 長
11番 丸本君（登壇）

○11 番
向こうは発してないということですか。

○議 長
番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）
はい。

○議 長
11番 丸本君（登壇）

○11 番

関西電力さんもそれは断言はしていない、慎重な言葉遣いで説明をされておると思います。

平成2年の台風19号で、関西電力がダム6門を開放、田野井、安居を中心に家屋農作物に甚大な被害が出、住民から、被害はダムからの放流によるものである、人災であるとの声が高まり、関西電力と和歌山県を相手に裁判を起こしました。その裁判の中で、この協定書と同じ協定書が被告側から裁判の準備書面として提出されたと、提訴した原告の方から私は聞いております。原告の弁護士の先生はこの協定書を見て、ようこのような協定書に調印したなど、あきれとったと私は原告の方から聞きました。先ほどからの答弁では、ダム決壊等による被害の賠償責任は、この白浜町にはないと顧問弁護士先生の見解でございますが、それであれば、協定書の各条項についての確認書を作成して、損害賠償の責任の所在を明確にしておく必要があるのではないんですか。

○議 長
番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

弁護士の見解では、基本的に過去のことを円満解決したとの協定書を交わしていると。本協定書に関することに限定されているところであります。したがって、本協定以外の事項での、異議求償に応じる必要はないとのことであります。

したがって、議員ご指摘の震災等に係る町の負担はないものと理解しています。町としましても、議員ご心配の件も踏まえまして、次回更新時には、関西電力と十分協議をしてまいりたいと存じます。当時の旧日置川町と関西電力双方の立場を尊重し、紳士的な協定書を交わしているものと考えます。したがって、現在のところ、関西電力にこれ以上の書面を求めることは、今のところ考えてございません。

○議 長
11番 丸本君（登壇）

○11 番

先ほど、ダム決壊において、町に賠償責任はないということでありましたけれども、平成2年の台風第19号、これは6門を放水したわけです。そのときに、賠償責任で提訴したわけです。特に、日置川所長の地元の区から大勢の原告が出たと思いますけれども、集団提訴が出ておる。その裁判の中において、原告のある1人の方が、この協定書と同じものを関西電力が出してきたと。関西電力は裁判は負けませんでしたけれども、この協定書は賠償責任というのは町にあると。求償というのはこれは賠償のことなんです。その当時の原告の弁護士さん、先生もあきれとったって。これはやっぱり、この協定書の中身に、過去、将来にわたって解決してあるんやから。その文言があるから、私はそうされたんじゃないかなと、このように思うわけです。

町の顧問弁護士の先生は、今までの町に責任はないと。これは私はいいいんです。しかし、こんな無意味な、何も意味のないものであったら、賠償の責任も何もないものであったら、裁判のときにこういう書面が出してくるとはとても思えません。この辺もちょっと考えていただいて、確認書については、内容についてはやっぱり吟味して取り組んでいかな、想定外のことが起こったときには、取り返しがつかんことになると思いますけれども、その辺ちょっと、当時の裁判の資料、膨大な資料があると思いますけれども、私は目を通していませんけど、その辺を確認して。このときも、県も訴えられたんです。河川の改修ができていないところに6門を放流したと。河川の管理者もこれは訴えられたんです。2回目の裁判で町も訴えられていると思います。この辺をちょっと確認していく必要が私はあるように思います。

ダムの固定資産税について、ちょっとお伺いさせていただきます。

ダムのメリットとして、白浜町に固定資産税、水力発電交付金が入ると、昨年6月議会で、日置川事務所長が答弁されております。固定資産税等の徴収額に等については、地方税法第22条には、地方税の事務に関して知り得た秘密を漏らした場合など、懲役、罰金などの規程がある。自治省税務局長通知があり、税額などについては秘密に該当する、お答えができないとの昨年6月のご答弁でございました。合併まで、毎年、日置川町の議案書に殿山ダム等を含む関西電力の固定資産税額が記載されております。議案に記載をすれば地方税法22法に違反するとありますが、この記載は違反していたのでしょうか。いかがでしょう。

○議長

番外 税務課長 小幡君

○番外(税務課長)

今、ご質問がありました旧日置川町の平成15年度の予算書におきまして、関西電力株式会社の固定資産税の記載が実際にございます。この記載につきましては、今、議員がおっしゃられましたように、地方税法第22条に関連いたします職員に対する情報等というところについて考えますと、あまり好ましくはないというふうに考えるところでありますが、当時、町政が必要であるということで予算書に記載してあるものでございますので、法的には違反にはならないのではないかとこのように認識を持っているところであります。

○議長

11番 丸本君(登壇)

○11番

違反にならないということによろしいんですね。これも、某鉄道会社とか、某通信会社も出ておりました。そして民間企業と思われる会社もこの議案書が出ておりましたので、ここ

はずっと合併のときに出ておりますので、質問をするときに、殿山ダムの発電所の固定資産税、ここで言うても構わんように思うんです。

次に、日置川区長会そして田野井区からも、ダムの決壊等についてのシミュレーション等の作成の要望が出ております。昨年の6月議会において、所長がこのシミュレーションの提出を求めていく考えはないと、このように答弁をされておるんですけども、その後、区長会からの統一要望、各区からの要望の中でこういう要望が来てるんです。取り組んでいくべきではないんですか。関西電力を含めて、県のほうにもシミュレーションマップをつくるとか、私はそういうことを取り組んでいくべきでないのかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

シミュレーションにつきましては、関西電力さんのダムは全国的にかなりいろいろなダムがあると思いますけど、そういった形の中で、国、県という大きな中で検討していったただかんと、1つのダムに対してのシミュレーションというのはちょっと難しいというか、そこら辺のところは、県とか国に対しても、そこからの指導とかいうふうな形でないとなかなか難しいかなというふうに思っております。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

わかりました。県とあるいは関西電力のほうへ、無理やと言わんと、そういう声があるということをぜひお伝えしていただきたいとこのように思います。

これでこの分については終わります。

○議 長

それでは、2番目の医療等についての質問を許可いたします。

11番 丸本君（登壇）

○11 番

2点目の医療についてお伺いします。

2011年3月11日、東日本を襲った大震災は、日本の政治のあり方について、大きな教訓を示しました。自治体が大きいのがいいと合併を押しつけ、公務員を削減する、そうした路線では住民の暮らしが守れないことが、震災とその後の復旧復興をめぐる国の施策から見えてきたのではないのでしょうか。

今、地方自治体は医療や福祉に責任を負う自治体か、税、保険料を厳しく取り立て、住民要求にこたえていかない自治体かが問われています。高過ぎる国保税、後期医療者保険料、介護保険料に町民が苦しめられ、税の滞納により保険証を奪われる。今、市町村の国保財政も大変です。国保の広域化推進が打ち出されておりますが、広域になっても、保険料が上がりこそすれ、下がることは私はないと思います。基本的には国の負担を削減する路線から、国庫負担をふやすことが必要であると思います。

2月13日の全協において、後期高齢者医療保険料改定、第5期介護保険事業計画、老人福祉計画案についての説明がございました。介護保険料、後期高齢者保険料も4月から値上

げ案が提案されております。今議会では、国保、後期高齢者保険料、介護保険料負担等の滞納についてお伺いさせていただきます。

当白浜町で、所得100万、固定資産税5万、40歳以上プラス未成年の子ども2人の4人世帯の税額はこの白浜町では幾らになりますか。ご答弁をお願いいたします。これは原稿を渡していますから。

○議 長
番外 税務課長 小幡君

○番 外（税務課長）

国保税で申しますと、今言いました所得100万、固定資産5万、40歳以上夫婦プラス未成年の子ども2人の4人家族におきましては、18万8,000円の国保税ということに、積算をされています。

以上です。

○議 長
11番 丸本君（登壇）

○11 番

同じく国保税について、所得100万円、固定資産が同じ5万円、それで40歳以上プラス未成年の子ども2人の4人世帯では、すさみ町では幾らになりますか。

それとあわせて、白浜町ではすさみ町に比べて高いと思いますけれども、これは幾ら高くなるんですか。

○議 長
番外 税務課長 小幡君

○番 外（税務課長）

ただいま議員のほうから、すさみ町ということでは他の町の国保税について問いをいただきましたが、回答するということにつきましては、やはり事情等をしっかりと把握した上での金額を提示をしなければ、誤ってこの場でしたことにつきましては、行政間での不和につながりますので、それについてのご答弁は差し控えたいというふうに思います。

○議 長
11番 丸本君（登壇）

○11 番

同じく、税額についてお聞きします。

白浜町で所得200万、固定資産税5万、それで40歳プラス子ども2人世帯では、これは幾らになりますか。これは原稿を渡しています。

○議 長
番外 税務課長 小幡君

○番 外（税務課長）

白浜町で、今言いました所得200万、固定資産税5万、40歳以上の夫婦プラス未成年の子ども2人の4人世帯におきまして、白浜町では39万2000円 of 金額になります。

○議 長
11番 丸本君（登壇）

○11 番

税務課長、同じく所得200万で同じくすさみ町でお幾らになりますか。

○議 長

番外 税務課長 小幡君

○番 外（税務課長）

これも、先ほどの問いで答えさせていただきましたとおり、他の町村につきましての金額等につきましては、誤りがあってはいけないというふうに考えますので、回答は差し控えさせていただきますというふうに思います。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

同じく300万でお伺いします。白浜では幾らですか。すさみでは幾らですか。

○議 長

番外 税務課長 小幡君

○番 外（税務課長）

所得300万円、そして固定資産税5万、40歳以上の夫婦、同じく子ども2人の4人世帯におきまして、白浜町で積算いたしますと、50万4,200円という金額となります。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

この原稿は、きのう9時ごろファクスで送らせていただいたんですけども、このすさみの国保について、ちょっと200万とかそういうところを調べておいてくださいと、金曜日に私は電話でも問い合わせをやりました。原稿は月曜日に持っていかさせていただきます。それで、すさみの国保との差というんですか、これをお聞きしたいということも、金曜日の時点でお伝えしております。これは答弁されないということは、さっきの税金の、ダムに関する関西電力のご答弁も、固定資産税についても昨年答弁をいただけてないんです。これはこれで地方税法22条に違反する。それやったら何で議案書が出たんなんと思っ、それを聞きたかったわけです。

これは、お答えしないというのは、地方税法22条なんですか。その法的根拠というんですか。

○議 長

番外 税務課長 小幡君

○番 外（税務課長）

地方税法第22条におきますことにつきましては、やはり地方税の税に係る関係についての調査を目的とした関係の中で、そういう金額の提示を求められた場合については、職をもってその情報を収集した、またはその職務に従事してきた者については、その情報を漏らすことについては、罰則を与えるということで、22条で定められているものでございます。特に、すさみ町につきましては、我々職員が積算をして出すということについての金額提示はいかがなものかというふうに考えますので、今回、議員から言われております金額提示というのは、決して地公法第22条に違反するものではないというふうに考えております。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11番

しつこいようですが、法的根拠はないということやね。根拠法というのはないわけやな。

○議長

番外 税務課長 小幡君

○番外（税務課長）

今言いましたように、やはり行政間の中でのそういう違和感につながるということでは、まずいということでもありますので、その点でのことも含めて、やはり金額を提示するというのは、差し控えたいということでもあります。

○議長

11番 丸本君（登壇）

○11番

そこまで言われるんだったら、それでもう結構です。

この白浜町においては、所得200万の4人世帯では、1人世帯よりも9万3,600円も高くなると、これは去年の3月議会で答弁をされております。この単身世帯に比べ、4人世帯が高くなる理由は、ゼロ歳児から係る均等割があるため高くなるんだと思いますけれども、医療費については、白浜町は入院、通院とも12歳までは患者負担はございません。子育て世代を支援していくため、均等割を安くすることはできないのでしょうか。

ゼロ歳児から小学校卒業までの被保険者数は何人ございますか。

○議長

番外 民生課長 鈴木君

○番外（民生課長）

ただいまご質問いただきましたことですが、白浜町の国民健康保険に加入をしておられるゼロ歳から小学校6年生までを合わせまして、625人ございます。

そして、均等割を安くできないかというご質問をいただきました。今現在、国保の子どもに係る均等割につきましては、国会において、子どもが多い家庭につきましては、どうしてもやっぱり均等割の人数をかけていきます関係から、保険料が高過ぎるというご議論がございますので、今現在、子育て支援の観点から、国におきまして議論を進めていくという方向が示されております。町としましては、国の動向を注視していきたいという考えでございます。

○議長

11番 丸本君（登壇）

○11番

そしたら、国のほうでこの件について検討しとるということでもありますので、それ待ちになると思いますけれども、前向きで取り組んでいっていただきたい。

○議長

番外 民生課長 鈴木君

○番外（民生課長）

これから議論を進めていくという答弁でございました。

○議長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

議論を進めるか、はい。

○議長

11番に申し上げますけれども、この後予算審議もございますので、予算審議を深めていただくという意味から申し上げまして、その点も踏まえてご質問をしていただきたいと思います。

○議長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

それでしたら、ちょっと飛ばします。同じく国保についての滞納について、お聞きします。国保税のみが滞納になり、差し押さえを実施した件数というのは、何件あるか。これは白浜町ので、すさみの分と違います。

○議長

番外 税務課長 小幡君

○番外（税務課長）

差し押さえの件数について、平成23年3月6日現在の数字ですけれども、23件ございます。

○議長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

換価をしやすいものから差し押さえていくと思いますけれども、給与や預貯金から押さえると思いますけれども、白浜町は、合併後、差し押さえが200を越えている。合併初年度は15件やったと思いますけれども、近年は200を超えていると思います。このことは、少額の預貯金、あるいは数百円、数千円しか残高がない通帳でも差し押さえしていると思いますけれども、このような少額の残高の通帳を差し押さえることがございますか。

○議長

番外 税務課長 小幡君

○番外（税務課長）

少額の残高での預金等の差し押さえの執行についてでございますが、差し押さえを執行するに当たりましては、特に、実施をすることによりまして、今まで連絡がなかったという方からの連絡があり、また納付についての相談ということから、完納されるということもございまして、決して差し押さえについては、金額を押さえるというのではなし、やはり税金を納めてもらうというところに基本を置いて差し押さえ業務をしていることにご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

少額しか残っていない残高の口座を差し押さえであることも私はあると思うんですけど、その基準というんですか、差し押さえをする場合に金額の基準というのはどうなっておるん

ですか。

○議 長
番外 税務課長 小幡君

○番 外（税務課長）

今言いましたように、金額の基準というものは、決して我々職員については、持っておりません。通帳及び財産、そういうふうなもので換価しやすいそういうふうなところでの差し押さえをしておりますので、金額がどれだけだということでの差し押さえ実施はしておらないので、その点理解をいただきたいというふうに思います。

○議 長
11番 丸本君（登壇）

○11 番

このような税金を滞納される方は、生活が困窮していると思いますけれども、住民の困窮されているこのような方の生活をどのようにしてケアをしていくのか。この点について、ご答弁をお願いいたします。

○議 長
番外 税務課長 小幡君

○番 外（税務課長）

徴収方法におきましても、財産の換価を直ちにすることでもちまして、特に事業の維持、または生活の維持が困難となる恐れがある場合については、その者が納税について誠実な意志を有するというふうに認めた場合におきましては、財産の換価に猶予することができるとされておりますので、町におきましても、差し押さえをする以前にこの法にのっとりまして、生活の維持、困難等の恐れがある世帯については、十分配慮をしていることを、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議 長
11番 丸本君（登壇）

○11 番

去年の3月議会で、国保税の値上げが決まったわけでございますけれども、運営協議会は収納率の向上、国保税の値上げについては、致し方ない。税の値上げについて、収納率のアップに努めてくださいという答申がきております。合併後6年がたちましたけれども、国保税の収納率というのは、6年の間どのように変わったのでしょうか。

○議 長
番外 税務課長 小幡君

○番 外（税務課長）

今、問いがありましたように、合併後ですけれども、平成18年度につきましての収納率が93.6%、平成19年が93.1%、平成20年度が91.8%となっております。平成21年90.5、平成22年90.4、平成23年が90.5ということでございます。

○議 長
11番 丸本君（登壇）

○11 番

それやったら、下がり続けるとということですね。

21年度の国保世帯数は、5,087軒あると思いますけれども、滞納世帯数は632軒であると、昨年3月議会での答弁であります。滞納世帯数は12%にもなります。平成22年度は滞納世帯は何世帯でしょうか。また、国保税を値上げした平成23年度現在の時点での滞納世帯は何世帯でしょうか。23年度に値上げをして、滞納世帯数はどうなったんでしょうか。

○議 長
番外 税務課長 小幡君

○番 外（税務課長）

今、ご質問がありました滞納世帯ですけれども、3月12日の現在ということであります。特に平成22年度の滞納世帯数につきましては607世帯、そして平成23年度の現年度分の滞納世帯につきましては872世帯ということになっております。

以上です。

○議 長
11番 丸本君（登壇）

○11 番

そしたら、去年度は607だって、ことしはもう872と。国保税を上げて、270近く上がってある。これは大変なことです。

次に行きます。2月13日の全員協議会で、介護保険料、後期高齢者保険料改定に伴う説明がございました。介護保険料については、第5段階、基準額で年間5万7,300円が7,200円値上がりし、後期高齢者保険料についても値上げ案の説明がございました。両保険料とも年金が18万円以下の被保険者からは年金天引きせず、普通徴収であると思います。18万以上の方でも、年金が金融機関の担保に入って、保険料の天引きができず、普通徴収になり、滞納により差し押さえを受けているとの報道もございます。これらの介護保険料や後期高齢者保険料の滞納者は、この町内に何人おるのかと。

○議 長
番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

ただいまご質問いただきました介護保険料、あるいは後期高齢者医療保険料のことですけれども、年金額が年18万以下で滞納されている方は、介護保険では16人です。後期高齢者医療保険料では3人になってございます。

○議 長
11番 丸本君（登壇）

○11 番

当局は、滞納しているこのような高齢者の生活実態の把握はできておるんでしょうか。

あわせて、年金を担保にとられている中で、非常に生活が困窮されている方もあると思います。このような方が生活保護を受給することができるのか、ご答弁をお願いいたします。

○議 長
番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

介護保険料あるいは後期高齢者保険料の滞納している方の生活実態につきましては、個々

には把握できていないのが状況でございます。

また、年金を担保にとられている場合、生活保護を受給できるかというご質問でございますけれども、個々のケースにより判断されるのが一般的ではございますけれども、基本的には、年金が唯一の収入であり生活が立ち行かなくなれば、生活保護を受給することも可能と伺っているところでございます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

把握できてないというようなことを言わんと、十分に調査していただくよう、お願いしておきます。

国保税の滞納の世帯のうち、90%弱が所得200万以下の世帯であると、昨年3月で答弁されております。所得200万円の世帯では、国保税が、先ほど39万200円とおっしゃってございました。所得200万円では、国保税が39万余りかかるため、20%も負担がかかる非常に国保税というのは重い税であると思います。収納能率が低下してきております。低所得者が多い国保被保険者の多くは、払いたくても払えないのが実情だと私は思います。地方自治法によれば、住民福祉の向上に努めるのが、自治体の責務であると思います。このことを忘れることなく、町政運営に努めていただきますよう、お願いしておきます。

医療についてはこれで終わります。

○議 長

次の町政運営についての質問を許可いたします。

11番 丸本君（登壇）

○11 番

3点目の町政運営について、お伺いさせていただきます。

町長とともに副町長、あなたは議長や職員、町民を提訴されましたが、今でもこの判断は正しかったと思っておりますか。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

私といたしましては、弁護士との協議の中で、違法行為をとめるために必要な措置をとったものであると考えております。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

そしたら、正しかったと思つとる、そういう認識でよろしいな。もう答えられなんだからよろしいです。

ごみ焼却場の長寿命化計画の工事に関しては、地元区との協議が終了しているか、していないかという問題で、町長と副町長の認識が違っておりました。町長は、先の12月議会で、協議は終わっていると答弁しております。しかしこの3月6日の全員協議会で、副町長は、協議が終わっていないとの説明がございました。水本町長も、地元区からの協議が終わっていないとの認識に変わったのか。水本町長もこの協議が終わっていないという認識、このよ

うな認識なんですか。副町長は終わったとこの前おっしゃいました。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

これは、町政ということもありますが、清掃センターの長期延命化に関連しておりますし、今おっしゃっていた3月6日の全員協議会で、その経緯を説明したところでありますが、その後3月8日に協議申し入れを行い、協議をしてきたところであります。

それで、そのようなことにありますので、議員の皆様方に相談といいたまいますか協議をさせていただかなければいけないと思っておりますので、あすの全員協議会の中で詳しくご説明をさせていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

あすの全協で。

副町長は、あなたはいつの時点で協議ができていない、終わっていないという、このような認識になったんですか。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

このことも、あす、全員協議会でお願ひします。

○議 長

副町長に申し上げます。全員協議会については、まだあすということは決まっておりますので、その辺だけ少し訂正方お願ひしたいと思ひます。

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

大変失礼を申し上げます。訂正いたしますので、よろしくお願ひします。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

長寿命化計画工事に関する地元区との協議のことにもあらわれておりますように、地域振興費をめぐっての認識も、町長と副町長、そして課長さんたちに認識のずれがあったと私は思ひます。地元区は現金の要求をしていないと、このように言っているんですが、そのことを確認した上で、昨年8月の覚書調印に戻って、これは仕切り直しをするべきなんじゃないですか。このように思ひますけれども、どうですか。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

恐れ入りますが、この件についても、全員協議会のほうでまたご説明させていただきたいと思ひます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

この地元の地方紙によりますと、3月8日、先ほど副町長がお話しされておりましたように、地元区への長寿命化計画についての協議を申し入れております。この申し入れについては、水本町長と相談した上のことか、副町長独自でこれを申し入れされたのか、この点についてどうですか。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

この件についても、全協でお話しします。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

今後、長寿命化計画工事に関しては地元との協議が必要である。提訴したままでは、協議を進めていくことが難しいのではないのか、このように私は思います。原告、町長、副町長の2人は、個人で提訴されておりますが、裁判所へ提訴したまま協議が果たしてうまく運ぶんですか。取り下げた上で協議に入っていかなくは、ここらちょっと難しいのではないですか。この辺はどう、取り下げるべきではないんですか。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

このことは個人として係争しているのでありまして、現在訴訟の中で対応していきたいと考えております。保呂区と町の会合については公に対応させていただきたい、このように思っています。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11 番

個人でやっとなら。そして、協議は公に対応していきたいとこのような、それは、公職にある者が、これは12月でも言うたんですけど、片一方はこれは公職で、片一方は個人で、これは相手区に対して、相手区だけじゃなしに、設置区だけじゃなしに、町民がこれはちょっと理解はできん話じゃないかと思いたすけれども、その辺、実際、ちょっと私は心配しておるんです。

これも全協で、全協でこれはですけれども、そこら辺、よく水本町長と1回話をしたってください。ほんまにお願いしておきます。

一般質問でお願いをするなど、言うたらあかんらしいですけど、これお願いしておきます。

最後に、防災対策についてお伺いします。

○議 長

防災対策について、どうぞ。

11番 丸本君（登壇）

○11 番

防災対策について、お伺いいたします。滝地区下滝地域の河川改修についてお伺いいたします。地元滝区から、数年来、下滝を流れる谷と日置川が合流する地点の、護岸の浸食が進んでいるために、上部にある流木が倒れる恐れがあり、近くには民家もあり、倒壊すると被害が出るのが考えられます。改修の要望が何度か町に来ていると思います。浸食されている場所については、県管理と聞いております。何年待っても着手をしてくれない。地元の住民の1人は、丸本さん、知事に手紙を書こうかと思つとるんやけどと私はこのように言われました。県への強い働きかけを要望しておきます。どうでしょうか。

議 長

番外 建設課長 笠中君

○番外（建設課長）

滝地区の護岸改修の要望は、平成21年度に地元区より要望がありました。町が県に対しまして要望書並びに写真を添付いたしまして要望したところであります。また、平成22年度、平成23年度も、地区要望として上がってきておりますので、再度県に要望しております。県担当職員も、現地確認に行かれておりますが、改修計画の報告を受けていないのが現状であります。再度、現地確認をお願いしたところ、近々現地確認に行かれると聞いております。どのような対応をしていただけるのかの報告も受けたいと、県のほうにお願いしておりますので、決まりましたらまたご報告させていただきます。

○議 長

11番 丸本君（登壇）

○11番

浸食されて台風等で根っこのほうがもう下に岩がないような状態になっておりますので、倒壊すれば民家がございますので、それで県への働きかけを、今後ともひとつよろしくおねがいしておきます。

以上で、終わります。ありがとうございました。

○議 長

以上をもちまして、丸本君の一般質問を終わりました。

それでは、暫時休憩をいたします。

（休憩 11時57分 再開 13時02分）

○議 長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問の途中でございますけれども、事務局から諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番外（事務局長）

休憩中に、議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いしたいと思います。

本日の一般質問は、三倉議員まで行うことになりましたので、ご了承いただきたいと思います。明日14日は、9時30分に開会とし、2名の一般質問を行い、一般質問を終結したいと思います。

なお、あす午後から、全員協議会の開催をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

報告をいたしましたとおりが了承をお願い申し上げます。

それでは、一般質問を続けてまいります。

5番 玉置君の一般質問を許可いたします。

5番 玉置君の質問は、国保会計について、財産貸付収入について、消防関連整備について、田辺白浜線の改良工事について、組織改革についてということでございます。

一問一答形式でございます。

5番 玉置君（登壇）

○5 番

ありがとうございます。どうかよろしく願い申し上げます。

まず質問に先立ちまして、以前同僚でございました東惠一元先生からいろいろお話しがあったことを思い出しまして、東議員がまだ眉も若く、紅顔の青年のころに、時の教育長に定時制高校をつくってくれという提案をしたそうでございます。そのときの教育長にすぐに実行に移していただきまして、富田中学校に定時制高校ができたという話を聞きました。当時の教育長は、政治家だったんだなど。時の要請にこたえて、そういうものを即対応、青年の主張にすぐ対応したということで、これが政治力かなというふうに、私も思いました。そしてこちらにおられます皆様、白浜町の幹部職員も、今は町長不在でございます。町長の席があいてございます。その中で、政治の感覚で、また私どものくだらない意見かもしれませんが、それを政治家のような形でとらまえていただいて、不在の町長に提案をしていただいて、このことがいいことであればなし遂げていただけるように、ひとつよろしく願いを申し上げます。

まず、国保会計についてでございます。

先ほど丸本議員からも、るる質問がございました。私も国保は大変高いなと思います。国保を納めるがために、今度は病院へ行くときに病院代がないなという、国保は納めんならんけれども、それがために病院へ行く金がない。診療を受けるお金がないという話も、そういう家庭からのお話も多々聞きます。そういう中で、大変苦しむわけでありませけれども、病院へ行きませんので、国保会計がいたまんわけです。

私の話で恐縮なんですけれども、白浜町へ帰ってきてから三十数年、大体年間60万円ぐらいで、30年で1,800万円ぐらいですか。しかし、それで使ったのは、私どもの家庭では、国保にはプラス会計だったかなというふうに思っています。私はここ2年医者に行ったことがないので、健康なこともありがたいんですが、国保会計から2年間は使ってないと、このように思っております。以前、国保を一括で納めたら報償するという制度がありました。これは廃止になりましたけれども、こういう制度ができるんやなど。そしたら、自分が例えば年間40万円納めたとしましょう。そしたら病院へ1回も行かなんだら、そこから皆さんに40万円協力したわけでございますが、そういう方によくやりましたねと、割戻金なり報奨金なり、奨励金なり、そういうシステムはできないものかなと思うわけです。そして、家族単位で入っている保険なので、これはもし1回も皆さんが病院にかからんだら、これは健康家族という形で、ほんまに表彰してあげたいと思うぐらいなんです。

これは、病気の予防に努めることによって、そういう国保を使わなくても済む。これは予防の奨励になるんちゃうかなと思うんですが、これについて、奨励金とか報奨金とかいう

制度は考えられるのでしょうか。

○議 長
番外 民生課長 鈴木君（登壇）

○番 外（民生課長）

ただいま報奨金制度についてのご質問をいただきました。全国的には、前納報奨金を国民健康保険でも採用している市町村がございます。ただ、白浜町の場合は、前納報奨金を国民健康保険では採用させていただくということは、今までございませんでした。といたしますのは、根拠規定であります地方税法上、市町村民税や固定資産税などには、納税者が納期前納付に前納一括方式で行ったときは、報奨金を納税者に交付することができるかとされておりまして、ただ、国民健康保険にはその規定はなく、報奨金制度は設けることはできないと解されているところですので。

そのかわりとして、白浜町では、1年間国民健康保険を使わなかった家庭に対しまして、健康家庭へ、救急箱のセットとか電動の歯ブラシとか体脂肪計とか、そういった物を配らせてきました。しかし、国民健康保険に入っておられる年代が非常に幅広くございますので、すべての年代の方に喜ばれるということは、そのものはなくて、反対にいろいろなそういった物が要らないと、クレームも寄せられている時期もありましたので、現在は、平成21年度からこういった健康家庭への奨励金というんですか、そういったものは今のところ行っておりません。

○議 長
5番 玉置君（登壇）

○5 番

そうすると、よく頑張りましたということで品物では納めたことはあるけれども、お金ではないということですね。

○議 長
番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

はい、そのとおりでございます。

○議 長
5番 玉置君（登壇）

○5 番

税法上の問題もあるというふうにお聞きしましたけれども、先日、はまゆう病院の谷口院長さんとお話しする機会がありまして、リハビリを重点的にふやすんやと。それは、診療報酬で払うよりも、リハビリしてもらったほうが安く上がるんやと、こういうお話をされておりました。

そういう観点から、予防に努めることによって、国保会計には大変貢献をすると、そういう方について、お金を返せと言うわけではありませんけれども、税金としてこれだけ免除しますとか、そういった、実際にお金を配るのではなしに、次の年度のそういう査定にこういうものを用いるということは、可能ではないんですか。そういうことは、やっぱり税制上でできないのでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

医療保険を使った、使わなかったということで、税負担を軽くするなり、あるいは重くするなり、そういったことは制度上できないものと考えておりまして、また、未受診者をというんですか、診療を受けない方も、そういうことによってふやすという懸念もありますので、ご理解をいただきたいと思います。

もし、玉置議員がおっしゃいますように、剰余金が単年度でたくさん出た場合は、当然そういう方への還元といいますか、免除とかそういったことではなくて、全体に税率を下げるという方法でないと、税の公平感が生まれてこないのではないかなと考えているところです。

以上です。

○議 長

5番 玉置君（登壇）

○5 番

大変、何か不公平な、使おうが使わまいが、納めたやつは私どもがいただきますよという、ほかの方に回しますよというような感じでしょうか。何か予防に努力をして、病院に行く回数を少なくしたものと、そうではないとは言いませんけれども、そこに非常にちょっと不公平感を感じると、税というのは余り公平なものではないというふうには思いますが、今後そういうことを、税制上無理であれば、これ以上そういうことをお話ししても、これはむだかと思しますので、この質問については、終わらせていただきます。

○議 長

国保会計につきましては終わります。

次に、財産貸付収入についての質問を許可します。

5番 玉置君（登壇）

○5 番

白浜町の持てる財産の貸付収入について、お伺いいたします。

今、財産を貸し付けて、土地を貸し付けたり、いろいろなところに、商業施設への貸し付けであったり観光施設への貸し付けであったりということがございます。

その中で、三段壁にある商業の施設に貸し付けておるものについて、土地貸し付けでは白浜町が61万円ほどいただいております。しかしながら、安いなと思ってめくってみますと、観光行政寄附金という形で、そちらのほうから毎年、30年も40年も前から、1,000万円を超える寄附金として、形を変えた貸付収入ですが、それをいただいております。

ところがほかの施設については、貸し付けの広さとかそういったことで、公園の中であるとか云々の中で、同じ貸し付けにしてもいろいろとばらつきがあるわけです。だから、片一方は観光行政協力金というような形で寄附をいただく。では白浜町の貸し付けはそれがダブルスタンダードではないのかと、えらい公平やないなという中で、まずお伺いしますのは、この三段壁にある商業施設への貸し付けの、観光行政協力金についての内容を教えてほしいんです。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

三段にございます商業施設からの行政協力金のことについてのお尋ねであります。この施設につきましては、当該所在地が都市公園区域内でありますので、昭和44年12月に都市公園法第7条による占用許可を受けておられます。このことによりまして、ただいま議員も申されましたように、公園使用料を納付をいただいております。また、議員が申されましたように、昭和46年度から、施設の売り上げに応じて、行政協力金を賜っております。この協力金は、昭和44年12月に、当時この施設は、掘削を実施して観光施設運営を行うということで、当時かなりの期間をかけてこのことを協議をしたと把握しておりまして、その占用許可条件の1つとして、町と占用者の間で協力金についての覚書を交わしており、そのことに基づいて納めていただいていたものでございます。

その他の施設での協力金をいただいているケースはございません。

○議 長

5番 玉置君（登壇）

○5 番

これで、46年度から1つの企業から数億円という協力金をいただいております。それにそういう形で1つの企業が、協力金プラスその土地借入料というんですか、それを合わせて数億円、ではほかの施設はどうかのやと。

こちら側、今のこの三段壁のところから、もうちょっと安うしてくれよという要請があるようにも聞きます。今、観光課長がおっしゃられたように、そのときの覚書で、やはり協力金という変な形ですけれども、それが白浜町と取り交わされて、ほんとはできないんだけどもという形であったけれども、そのおかげで、白浜町は、三十数年にわたってですが、数億円の税収をいただいたわけです。それはその当時の判断としては、それで正解だったとは思いますが、今ここにきまして、その企業がそれについての軽減を当局にお願いをしにきておると。そのときに、企業がそういうふうに減額してくれという話の中でそう言うてくるには、大変な観光客の落ち込みがあるんだろうなと、考えるわけですが、今年度においては、850万ぐらいに減額になるような予算が出ております。ということは200万円ぐらい安うなるんですか。人数が減るといことです。

そこで、話が変わるようなんですが、以前その企業誘致の優遇措置の継続が今年度も図られましたけれども、700万円の予算を組んでいますが、例えば、前の千畳敷にあるホテルがおやめになられたときに、その後に入ってきたときに、いわゆる企業誘致の優遇措置がとられました。課長、どうだったでしょうか。千畳で確かにしたね。ちょっと横道にそれるようですけど、これは次の質問にも関係してくるので。

その企業を誘致する。そしたら、器は前々変わらない、中身だけ変わった。それに企業に来てもらって、それに固定資産税なりいろいろなものを減免する。形はひとつも変わってないんです。

だから今回においても、例えばゴルフ場の土地の賃貸借についても、地元の企業をかん養する、そういう意味で、いわば行政協力金についても、町は、新たな企業を呼ばなくても、そこが運営してくれればいいわけです。仮に新しく来たとしたら、別の方がやったとしたら、誘致優遇措置をとるんでしょう。

だから、そうなる前にも、その優遇、地元企業のかん養とか等も含めて、こういうところ

の協力金なり、いわゆる賃借料金なりを、ある期間、1年なら1年でも結構、2年でも結構です、減免する考え方は、どうですか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

これまで、この許可者から、もう昭和55年から何回となくそうした免除や減額について、許可者から申し入れをたびたび受けてきております。そうしたいろいろな事情もかんがみて、平成11年度から協力金のうち20%の減額を行って、今現在に至ってございます。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

三段壁洞窟の行政協力金につきましては、これからどのような扱いをしていくかとの考えをお尋ねしていただいておりますけれども、町といたしましては、当初からの占用許可の条件として覚書が存在している以上、基本的には、引き続き継続をしていただきたいと考えています。貴重なご寄附として、都市公園管理等に有効に活用してまいりたい、このように考えております。

当面は、少なくとも現在の許可期間、いわゆる平成23年4月1日から平成28年3月31日まででございますけれども、その間については現状でお願いできないかと、このように思っております。

○議 長

5番 玉置君（登壇）

○5 番

わかりました。じゃあ当面そういうことを変更する予定はないと、考え方はないということやね。

そうすれば、そのバランスです。片一方はこう、片一方はこうという、そのバランスを考えたときに、例えば自然動物園の施設に土地を貸しておる。当時、小山みたいな形状だったと思うんですが、そこをつきならして駐車場のようになると。その坪の単価計算から、今のゴルフ場に貸してる単価計算も変わらんのです。しかしながら、片一方は駐車場です。忙しいときに、5月の連休とか正月とか、忙しいときにはそこに駐車させて、駐車料金ももらって、従業員のほうを移してくるかどうかは僕もその辺詳しく知らないんですが、そういう駐車場の売りに寄与してるわけです。そういうものと、ほかの山のままのもの。

いろいろな、今の行政協力金を、覚書をしとるから、多少高くても、それはそのままいくんやという考え方であれば、常にそのバランスを考えた上で、この土地の貸借も考えなあかんのと違いますか。その辺については、どうでしょうか。

ゴルフ場の今貸している1坪幾らと、駐車場の1坪幾らと、どう考えますか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

ただいま例を挙げていただきましたゴルフ場、または自然動物園の貸し付けとの比較という観点から見ますと、議員のご指摘のように、単価的にもかなり差がありますし、また、こ

うした施設からはそういった協力金というのは現在いただいていないということで、1つ、このゴルフ場と自然動物園とここの三段の施設についての違いといいますのは、やはり都市公園法に基づいて占用許可があって、その占用許可の条件として、そういう覚書が交わされているという現実がございますので、現在そういう差が出ているのかなと考えます。

しかしながら、今後そうした他の課の管理する財産というものとと比較も必要と感じておりますので、今後はそうしたご指摘の面も踏まえて検討はしていきたいと考えております。

○議 長

5番 玉置君（登壇）

○5 番

よろしく申し上げます。

決して、その企業が好調やからたくさん、ちょっと余分にもろうてもええやろとか、そこまでの考え方はありません。確かに、去年か、おとしになるかな、仄聞するとことによると100万人を超えたと。好調やなど。従業員もいわゆる研修という名目のもとに、300人ほどシンガポールに連れて行かれた。これはもう大変業績がええんやなど、こう思うわけです。そしたら、その企業をかん養するとか、守ってやるということは、そこにおいては考えんでええなど、こう思うんです。

ゴルフ場の件にちょっと移るんですが、ゴルフ場が今大変厳しいということで、減額の要望が来ておるわけです。それはまとまったようですが、坪当たり百何円、その施設の駐車場として貸しているのと、ひとつも変わらない。片一方は山の中を、芝生の植えているあたりなんですけれども、駐車場と言うような形で収益を上げることはできません。ゴルフ場のいろいろ貸借対照表ですとか、損益計算書とか見ていると、非常に大変やなど。ある方が、議員さんの中にもこうおっしゃってましたけど、もっと努力しなさいと、もっと努力するように言いなさいと、こういう発言もありましたけれども、あの貸借対照表を見てたら、これはもう大変やなどというのは、実感いたすところです。

それでひとつ、ゴルフ場に対して貸し付けでちょっと少し安くしたと。3年間、3年契約で安くされました。しかしゴルフ場にはゴルフ利用税というのがかかってくるんです。それは1人560円もらうんやけれども、人数が減るとるからそれも減る。それは、話の中で言うたら、いやいや、上富田にあるやつはようはやりやるでという話も出た。そこに食われとる。そこへ今まで来やった人数が仮に行ったら、白浜町に入ってくるべき利用税が向こうへ行つとると。こういう状況がちょっと見えてくるんですけれども、白浜町が土地を貸してあるさかいいうて、私企業にこうせえ、ああせえいうてこんなことは言えないんですけれども、もう決まった話でそれを覆せないとは思うんやけれども、さっきも言いましたけれども、もっと白浜町の地元の企業をかん養する。

ほかの、今、上場企業でアコーディアという会社がありますけれども、これはアラブの資本が入っているみたいですが、そこが仮にそこを買ったとして、次の経営者と仮になったら、どうですか。もともと地元で頑張ってる方、同じやったらそちらになっていただきたいと僕らも思うんです。何も買うてもらったから、そしたら固定資産税も全部普通どおりもらえるんやったらそっちのほうがええやないか、こういうことじゃなしに、ずっと30年、40年、白浜町のために尽くしてきてくれたところは、やはり乗り越えていただきたいと僕らも思うので、そういうときに、白浜町としては、できる限り、もう少し土

地代を安くしてやれんのかなと、これについてはどうでしょうか。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

今おっしゃっていただいていますように、公平性や妥当性などということについて、そのような観点から広く検討させていただければと思います。

○議 長

5番 玉置君（登壇）

○5 番

例えば、どうも今期数百万の赤字みたいなことが載ってございましたけれども、よっしゃ、そしたら、白浜町はその分ぐらい全部したるさかい、営業努力しなさいと、仮にしたとしたら、営業努力の結果、例えば2,000人余分に来てくれたとしたら、今度はゴルフ利用税で、言うたら100万か200万余分に入ってくる。2,000人の560円でしょう、そしたら100万から100万以上。安くしてあるさかい2,000人余分に来てもろうたらと、企業努力してくれと。こういう形で、町やからやりにくいと思うんやけれども、地元も企業を応援してやってほしいと。もうほんまに、あれは青息吐息というんですか、ほんまにそういう感じと思うので、そういう部分も十分、地元の企業やなしによそが来たら、いわゆる優遇措置をとるんでしょ。

だからそういう考え方から言うたら、先に優遇措置をとったらどうなんよという、僕らはそう感じるわけなんです。だからその点ちょっと考えていただきたいと思います。

それについてはもう終わらせていただきます。

○議 長

次に、消防関連の整備についてということの質問を許可いたします。

5番 玉置君（登壇）

○5 番

けさの産経新聞なんですが、読んでおまして、関東大震災のことが載っておりました。10万6,000人の方がお亡くなりになられたということで載っておりましたが、それは津波じゃないんです。この前の東日本のときのような津波で亡くなったというよりも火事で6万何千人の方が亡くなりました。ちょうど起こったときが昼食時間だつて、当時と今と比較するわけにはいきません。大正12年ですから、木造住宅も多くて燃えやすいという状況もあったらと思うんですけれども、昼食時だったので10万人の6割の方が火災で亡くなった。そういうことをいろいろ読んでいます中で、今、白浜町も、つい先ほどの質問にもありましたけれども、津波のときに、まず津波を想定しておると。それはもう当然なんです、正木議員もおっしゃっていましたが、まず津波を想定せなあかん。これは私も思います。

しかしながら、火災も忘れたらあかんなど、こう思う中で、今、消防団の設備の中に、今年度拳がっていましたが、現在20年を超えたポンプ車が3台あります。最高、最長齢のは26年、次は25年、それで20年と、3台にポンプ車が、そろそろかえ時という時期に入るとるわけです。ことしの予算を見ますと、1,380万円ぐらい、恐らくポンプ車を買っていただけるんだらうなど、見とるわけですが、これは1台では足らんのではないで

しょうか。

今度来ると言われているのが、10年前に、もう30年したら絶対来ると。もう10年たちましたから、20年のうちに必ず来ると、こういうふうに変更でもいいと思うんですが、ちょうど今、3台かえろというのは難しいかもわかりませんが、2台。ポンプ車というのは火事の際にしか役に立たん車ですけども、火事の際にはなくてはならんという考え方をすれば、こういうものの整備というのも、急がれるのではないのでしょうか。考え方としてどうでしょうか。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

議員ご指摘のとおり、消防団車両のポンプ車で、20年以上経過した車が3台ございます。1台につきましては、平成24年度に更新をしていただくべく予算計上させていただいてるところでございます。消防車両の更新につきましては、計画どおりできていないのが現状でありますけれども、20年以上経過した消防車両につきましては、順次更新できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、近い将来、高い確率で発生予想されております、東海、東南海、南海地震では、水道配管の破断により消火栓が使用できないということも考えられることから、今後、耐震性の防火水槽の整備についても検討していかなければならないと、このように考えております。

○議 長

5番 玉置君（登壇）

○5 番

20年超えたというても、25年と26年、何か続いて2台ないですか。20年のものはまあまあというても、25、26と続いているんで、その辺ちょっと心配をするもので、予算的なことがあるのでしょうかけれども、取り急ぎ整備を進めていただきたいと、こう思います。

お考えを聞きましたので、この項目は結構です。

○議 長

次に、田辺白浜線の改良について、次の質問を許可します。

5番 玉置君（登壇）

○5 番

田辺白浜線というんですか、これは正式名称ではないかもしれませんが、田辺の内之浦から白浜駅を經由して白浜温泉に出る道なんですけど、一部まできれいに改修していただきました。歩道も、田辺から来て白浜へ突き当たったところの信号から左へいく上富田に行く道と、駅前へ行く道と分かれるわけですが、駅前へ行く道には、ほんの1年ほど前に歩道も途中まで完成させていただきました。何億かかけて道もきれいにさせていただきました。しかし、最初、県の想定は、駅の構内に入らずに、途中から協栄生命という建物があるんですけど、そこから山をぽんとトンネルで切って、駅前に来るロータリーの信号のところへ出すという、こういう計画だったようです。それで、今でもその計画は残っておるので、堅田連合町内会の県への統一要望で載せさせていただいております。それで、途中まで道も歩道も広くなって、途中まで来たんですけど、そこから先が進まないものですから、駅前へ入る道が大渋滞をいつも起こすわけです。私がお阪から帰ってきて2年たったときに、朝の交通指導員

にならせていただいてもう三十何年なんです、そのときからずっと見ていますけれども、交通量は何倍、へたしたら10倍ぐらいになったんとかやうかなと思うぐらいです。建設課長はよくご存じだと思うんですが、駅の点滅信号のそこから大変混むんです。その交通渋滞を解消しなかったら、反対に解消さえすれば、県のこの最初の構想の道を広げるという事業が完成するわけです。今はもう完成の途中なんです。

ですので、ぜひこの白浜町のほうも、自分とこの道につながっておりますし、管轄内なので、ぜひ県にそういう働きかけをしていただきたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

ただいま玉置議員から、県道田辺白浜線の改良工事のご質問をいただきました。

本路線のJR駅周辺は、線形が悪い上、田辺、上富田方面から白浜方面へ直進する交通量が多いことや、白浜温泉方面から駅前広場に侵入する際、右折だまりがないため、後続車の渋滞が発生し、特に連休などの時間によっては、細野地区から桃の木峠まで渋滞することがあり、日常生活並びに白浜駅周辺利用者に大変ご不便をおかけしております。

町も県に対しまして、西牟婁郡町村会から要望を上げております。今後とも、白浜の玄関口である白浜駅周辺の整備と、県道堅田交差点から駅の北側駐車場付近までの間についての県道のバイパス化の早期整備をお願いもしているところでありますが、実施には至っておりません。再度、早期整備が実現できるよう、県に要望してまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議 長

5番 玉置君（登壇）

○5 番

それに伴いまして、白浜駅構内に県有地がかなりあります。それを、いわば県のほうとしては、白浜町にあげますよと、言うていただいているわけです。

しかし白浜町は、構図が乱れておると。だからちゃんときちっとした線を引いてくれな困るんやというのが、白浜町の今の対応なんです。しかしながら、白浜町も区画割りには費用もかかる、いろいろな人的費用もかかる、こういうことはわかるんですけれども、白浜駅構内に、県有地があるところに、今、無料の駐車場という形で20台、30台近くとめられるようなスペースがございます。これを有料化しようと思うと、白浜町の土地にせんならんわけです。まず、白浜町の土地にしてから、その有料化を図る。この有料化を図ることを急がないと、無料駐車場で今、満員なんです。無料の駐車場にとめて、一日中通勤したり、どこかへ二、三日で旅行に行ったり、もういっぱいなんです。そこを有料化することによって、白浜町の経営する第2駐車場がその向こうにあるんですけれども、1日500円ですから、安いから、そこに車が恐らく車が止めに行くでしょう。そうするとそれは売り上げ増につながるわけです。このままほっておいたら、そういった売り上げが上がらないというか、財産を損していきやるわけです。早くすればするだけ、それは売り上げに返ってくる。白浜の財産に返ってくるということを考えたら、早く事を起こして、その有料化を図ることが、白浜町のメリットになるのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議 長

○番外 (観光課長)

駅前広場を県から譲渡していただいて、駅前広場の活性に取り組んではお尋ねであります。まず駅前広場につきましては、東西にJR西日本さんと県有地に二分され、昭和55年3月に管理運営に関する覚書が締結されてございます。広場には2カ所の無料駐車場がありますが、ご指摘のように、時間制限がないために、朝早くから長時間駐車される車両も多く、観光課としましては、長時間の駐車は控えていただくよう看板設置をするなどしましたが、解決には至らず、必ずしも有効な利用とはなっていないのが現状であると把握しております。

県有地側は、広場の西側に町道が南北に通り、駅ビルに接しておりますが、町道も含め、一筆の道路用地として位置づけられたままであります。町では、過去にも有料駐車場構想をもって県と協議したこともありますが、構図が混乱し、官民境界の画定ができていないと伺っております。そのことから、町としましては、現状のまま引き取らせていただくのは困難であるとの考えであります。しかしながら、駐車場を有料化したほうが、それを有効活用できるとの考えに変わりはありませんので、地元の皆様や県当局と協議をしていきたいと考えてございます。

○議長

5番 玉置君 (登壇)

○5番

ありがとうございます。ぜひ早く、それは白浜町の利益にもつながると思います。それでは、これについては終わらせていただきます。

○議長

続きまして、組織改革についての質問を許可します。

5番 玉置君 (登壇)

○5番

大変細かい話になって、もう恐縮でございますけれども、いろいろな細かい中に、なくてもええんやないか、むだとまでは言いませんけれども、そんななくてもええんやないか、2年に一遍でええんやないかというような、協議会であったり、検討委員会等であったりするので、ほんとに細かい話で申しわけございませんが、そこに言及をさせていただきます。

組織改革ということで、先ほどの議員だったか、湯川秀樹議員さんだったかな、とにかく何々課をつくったらいかがですかと。いわゆる通信の、インターネットですか、その専門の部分をつくったらいかがですかと。それはもう大変いいご意見だったと、僕も拝聴しました。これはぜひやるべきで、以前から、私は、今の水本町長になられた6月の議会で質問をさせていただきました。観光課の中に、今後、観光をどういう形で観光白浜というのを発展させていくんだと考える専門の部署をつくったらどうですかと。これには、明確に否定された覚えがありますけれども、観光課の話ばかりして申しわけないんですが、今、この前の台風12号の影響でお客さんが落ち込んだために、いろいろな宣伝活動をしようということで、町が2,000万円と観光協会が1,000万円出して、何かやってみたいですけども、オール白浜で取り組むという話でしたけれども、なかなかオール白浜というても、さあ12月に予算を組んだからすぐ1月にそれを使うてどうやらこうやらと、考える間がない。こう

いうときに、そういう部署があつたらなあ、もうつくづく、私はそういうふうに思いました。先を考えて白浜の観光をどうするんなどという、アカデミックに考える部署があつたら、どうするんだと。仮に1人でも雇って、1人400万円で雇ってあつたとしても、3,000万もあつたら何年も雇えるなど、こういうふう実感したわけですが、今後、白浜のそういう組織の中で観光白浜を考えるときに、そういう部署、先ほど湯川議員もインターネットですか、そういう部門はどうですかと言うてましたけれども、そしてそれを宣伝して、それを検索してもろうて、どういお客様を呼ぶんだという1つの考えの中から、そういう設置は、どうお考えになられますか。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

ご質問いただきました観光施設にかかる組織体制につきましては、より観光施策を特化した専門部署を観光課内に設置できないかということでございますけれども、そのことについては、当初検討したところではございますけれども、今後、5年間でさらに職員数を21人減少させる第二次白浜町定員適正化計画に基づく組織規模から考えまして、現時点においては、当該担当部署の設置は難しいと判断をしております。

ただ、今回の機構再編では、組織全体を対象とした事務分掌の見直しをあわせて実施することとしておりまして、観光課の組織体制が現状のままであっても、各課で所管するほうが効率的である事務の主管がえや、総務系事務の総務課での集中処理等の事務分掌の見直しにより、現状よりも観光に係る行政課題に特化できるような環境を整備し、観光施策の推進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

事務分掌の見直しに係る具体的な取り組みにつきましては、来年度より順次調整をしていくこととなっており、詳細が決まり次第、議員の皆様へ報告をしたいと、このように考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議 長

5番 玉置君（登壇）

○5 番

人を雇ってというふうなことを言いましたけれども、ほかにやはり協議会みたいな、白浜町長に答申できるような何かを民間でこさえてもうて、そしてその答申を受けるというような形でも、これは可能やと思うんです。そのときになって、さあ考えというても、これはなかなか難しい。別に常時雇ってとか、人を減らすからと、それは減らしたらいいんです。減らしていただいたらいいんですけれども、しかしそういう部門には、別に職員でなくても、別の方にも委嘱できるわけですから、そういう答申をいただけるような組織を、そういう考え方を持っていただきたいと思うんです。

それで、今、図書館の検討委員会というのがありまして、白浜図書館検討委員会、これは図書館をつくるという目的で、いろいろ私も読ませていただきました。大変よくできておりました。この前新聞に載っておりましたけれども、その後田辺市が図書館をつくって3倍になったと。それも幼児から年寄りまで、ようさんふえたんやと。だからその答申書にも、幼児から老人までというような文言がございました。よくできたなと思うんですが、この検討委員会というのは、この答申を受けて解散になるわけですか。教育長でも結構です。答え

ていただきたい。

○議 長

当局は聞いてないですね。だから一応通告については、もう少し詳しくやっておいていただければ、適切にお答えできると思います。

5番 玉置君（登壇）

○5 番

組織改革やから、あかんですか。そしたらそれは返答いただかなくて結構ですが、自分の意見だけ言います。

もう答申出たんやから、これは要らんやろうなど。今後、そうでしょう。図書協議会というのもあるわけです。1万7,000円掛ける20人、これは図書法が適用されるとかどうこうと書いてましたから、私は条例で読んだんですけども、これは20人と、ここでは書いてないんです。白浜町の条例では、図書協議会委員は20人と書いてないんですけど、20人おる。条例のほうでは、委員長と副委員長を1人ずつ置きよしという話なので、この人数のことも、協議会で何を協議しやるのかなど。今後、年々歳々同じことをずっと協議していくんかと。協議会の使命というのは、もう限られてあるというんですか、今後のその利用がどうやろこうやろと、一たん答申を出したら、次の答申を受けるまで、それはあまり同じようなことになるんちゃうのかなと自分は感じるわけです。

ですから、そういうところの人数も、もうほんまに細かいんです。1人1万7,000円ぐらいの費用でやっていただいているんですから、それを10人にするとか、その発展的解消、それがほんとに必要なのかどうかという、どこまで役に立っているんだというような組織が白浜町にもいろいろな協議会の中で、たくさんあるように思うんですが、それを、今後、その図書館の協議について聞いたかったんですけども、これは通告に当たらないということで、それはご返答は結構でございます。

恐らく、細かい話で、そんな協議のことについて、1足す1は2ではないという、3にもなる、4にもなるようなところに、そういった細かい話をしてくんなというふうに言われそうですけれども、非常に、何か、あまり必要なか必要でないのか、自分の中ではわかりませんでしたので、質問させていただきました。

何か変にしり切れトンボみたいになりましたけれども、これで質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上をもって、玉置君の一般質問を終わりました。

続きまして、16番 三倉君の一般質問を許可いたします。

三倉議員の質問は一問一答であります。

機構改革について、防災について、2項目の質問をいただいております。

それでは、最初の機構改革についての質問を許可いたします。

16番 三倉君（登壇）

○16 番

議長のお許しを得たので登壇し、登壇順に従い、一般質問を行います。

きょうは私で最後ということですので、いましばらくおつき合ください。

質問の内容につきましては、既に通告してあります、機構改革についてをお尋ねしたいと

思います。

先日、3月6日の全協で、このことについて、少し説明かたがた話をいただいたわけですが、疑問点や確認しておきたいことも、事案も幾つかありまして、改めてお伺いしたいと思います。そんな中で、質問の順番と申しますか順序が、機構再編の内容に沿った形で質問すれば大変わかりやすいのでありますけれども、順位が前後するということがあるので、お許しを賜りたいと思います。

まず、先の12月の議会でも一般質問してお伺いした防災対策の1つでもある河床整備について、お伺いしたいと思います。

このことについて、去る3月9日付地方紙にも、富田川、日置川の河床掘削事業という形で掲載されていたわけでありまして。事業の実施について、先の全協でいただいた資料の新組織図の中には、取り組む係というんですか、部門というんですか、その記載がされていないのでありますけれども、どの課が担当してこの事業に取り組むのか、とりあえずお答えいただきたいと思います。

○議 長

番外 副町長 熊崎君（登壇）

○番 外（副町長）

河床整備について、河床整備事業の担当課についてでございますが、現行の行政組織規則によれば、河川の維持管理に関する事務は建設課に分掌されてございます。現状は建設課の所管であると認識をしております。ただ、河床整備事業に取り組むに当たり、このまま建設課で対応するのか、また、対象河川に近い各事務所に、新たな担当部署を組織し、対応するのかなどの今後の体制につきましては、今のところ最終的な判断ができていないわけではございませんけれども、日置川町において取り組んだ実績がありますので、そうしたことも踏まえて検討していく必要があると思います。河床整備事業は、防災対策上、重要な課題でありますので、来年度4月には体制を整備できるよう取り組んでいきたいと、このように考えてございます。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

今の答弁からしたら、一応は建設課というようにも受け取れたんですけれども、それよろしいのですか。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

現在は、建設課という所管でありますけれども、4月から体制を整えていきたいと、このようなことでございます。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

ということは、取り組むことは取り組むけれども、ぶっちゃけた話、ただ、はっきり決まっていらないというように解釈したらよろしいんですか。そしたら、先般配付いただいたこの機

構図に載っていないからそういうことを申し上げているんだけど、回答としたら、ちょっと的確というか明確なる回答をいただけていないように思うんですけど、いま一度お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

ですから、今の新しい河川整備の事業でございますので、確かに組織機構図には載せてございません。ですから、3月中におきましては、今現在担当している建設課がその所掌事務を扱うと、こういうことでございます。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

そうしますと、以前にはこの河床整備については、旧日置川町の時代に取り組んでいたというような答弁でもありましたし、私もそのように記憶しておりますし、そういった基金等を使ったということもあるわけでありまして、だからそしたら今の段階では、扱う事務所を、事務所というんですか場所をどこにするというの自身も決めかねているというような状態ではよろしいんですか。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

議員がおっしゃるとおりでございます。まだ決定を決めかねているということです。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

そしたら、いずれにしろ一応取り組むということは、取り組んでいくというように解釈したらよろしいわけですか。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

鋭意取り組んでいくということで理解していただけたらと思います。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

そしたら、その取り組みに当たって、河川として先般の地方紙にもありましたように、コピーですけども、富田川と日置川との河床掘削ということで、大きな河川が2つあるわけですけども、その対応については、今のところ決めかねているというような中で、この2つの河川をまたにかけてというんですか、両方やっていくということになったら、事業所についてはどのようにお考えなんですか。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

今おっしゃったように、富田川と日置川の両河川を並行して事業を進めていきたいと、このように思っております。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

旧日置川時代の8年と、合併後の1年の事業化体制を参考にして、いろいろ検討しているところがございます。日置川、富田川とも事業認可申請は白浜町が行います。現場作業につきましても、過去9年間砂利採取をしていたように、町が重機オペレーター、ダンプ運転手を雇用して、事業を行っていききたいと現段階では考えております。

なお、富田川につきましては、ことしから上富田町も砂利採取を実施することから、富田川で2カ所同時に事業ができるかなど、現在、上富田町と協議中であります。また、協議が整えば、ご報告させていただきたいと考えております。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

富田川では2カ所について行っていくということでもあります。日置川については1カ所というような答弁だったと思うんです。

それをするに当たって、そしたらその人員についての配置というんですか、それはどのようにお考えなんですか。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

この事業の取り組みに係る人員配置につきましては、当該事業に係る今後の体制についての最終的な方向性が定まってまだおりませんが、配置人員等についても未定ということでもありますけれども、今お話しがあった合併前の日置川町において、1名から2名体制で対応していたということがあります。そうしたことも十分に参考にしながら体制を整備したい、このように考えております。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

今1名か2名ということが、日置川当時の河床整備についての担当係であったわけです。

今回、先ほど申しましたように、河床が大きな河川が2カ所もあるという中で、参考にといいことですが、1名、2名でやれるのかなということと、それから心配なのは、砂利採取に当たって許可がほしいというように承っているわけです。

そうしましたら、それは事業所というんですか、採取する一ところについて1名なのか、事業全体で1名なのかということについても、変わってこようかと思うんです。そうした場合には、許可というんですか、免許を持たれている方が2名いらっしゃるということになるわけですが、その辺については、対応的に今の答弁からしていけるのかなということも思ったりもするんですけど、その辺いかがですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

今の三倉議員の質問にお答えします。

先般、他町でも、県にかわって事業化するので、資格は必要としないで事業化できないかということ、県で今協議を重ねていると聞いております。まだそれは決定されておられません。私が聞いたところでは、町が申請するのであれば、町の許可をつけてほしいということをお聞きしておるわけでございます。その県との協議の結果によりまして、町の資格が要らない場合も考えられます。

しかし、今回は災害復旧のための事業であって、3年間とおおむねうたわれておりますが、延長する可能性はかなりあると思います。その中でもし、町単独でこの砂利採取事業を申請し、事業をしていくためには、資格が必要となりますので、将来的に考えて、人材育成を考えていかなければならないと考えております。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

今、課長の答弁で、3年にわたりと、災害復旧だから3年ということというような格好の答弁だったと思うんですけども、先般、建設農林常任委員会の席で少し説明いただいたときに、堆積の土砂の数というんですか、量ですか、量が70万立米ほどあるというようなことをおっしゃっていたというように記憶しているんです。70万立米を3年で取るということになれば、とてもじゃないが、そういう格好にできないように思われるわけです。

私が少し聞き及んでいる素人考えの中で、また少しお聞きしたところによりますと、大体その砂利の採取についての採算ベースを考えていった場合に、年間の掘削量というんですか、採取料というのは、5万から7万立米ぐらいが関の山じゃないかというように聞いたりもしているわけです。そうしたら、3年でということだったら、つじつまが全然合わなくなるような形になるんですけども、そうしたらその場合についてはどうなのかということと、それとそうした場合に、今、先ほど課長の答弁の中で、免許が要らないというような話にも、ちょっと聞こえるような答弁だったんですけど、ただ長引いてくれば、長引いてくるだけに、今度は免許が必要になろうというような格好のことにもとれるわけです。

それといま一つは、免許取得されている方があと3、4年で退職されるというような形でもあるわけです。だからそうした場合に、この事業が続けていけるのかということも危惧するわけですけれども、その辺もあわせてお答えいただきたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

今回の砂利採取事業、一応最初は3年と、この間要綱とかで説明させていただいたんですけども、県のほうへ行きまして、70万立米あって3年で終わらせるのは不可能であると。最低10年はかかるであろうということを申し上げてきました。その中で、県もそれについては、検討すると。担当のレベルですけど、何とか10年ぐらいかかるのであれば、それぐらいまでいけたらという意見も伺っております。それについて今検討されておりますので、

また決定次第ご報告させていただきたいと思います。

あと、資格につきましては、砂利採取というのは町が発注する場合と、砂利採取許可を持っている業者に発注する場合、これもあります。業者に発注する場合は、市町村が持たなくても業者が持っていれば発注できると。しかし旧日置川町のように、まず町が主体となって災害のための砂利採取を行うということであれば、担当は必要となってきます。その中でも、私が言うたのは、3年間というのはこの要綱が3年間であって、その間は要らないであろうかという協議をされておりますが、それもまだ決定されておきませんので、長くなればいけると思います。しかし、将来、先ほども言いましたけど、日置川、富田川ともまだこれから砂利堆積も、またとっても出てくる可能性が物すごいあります。そのためにも、後継者というのを育成して行って、できれば何名か資格をとってもらえたらなと、私どもも考えておるところでございます。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

やっぱり河床をとって災害をなくするということのメインの中で、早急に今まで白浜町の時代には余りなかったというようにとれるものですから、少し戸惑うところもあるんでしょうけれども、旧日置川時代にはそういうのをしているものですから、そういったことの中で誠意取り組んでもらって、まだまだ決めかねているようなところがあるんでしょうけれども、その辺に取り組んでいただいて、そういった話の中の今の課長の答弁からすれば、3年以内というようなことの中とか、それから原石料が要らないとかいうような話も聞いたりするわけですけども、そんなようなことからすれば、県の理解というのか、そういうこともあつたら、事業化したらこの事業について利潤も上がるのではないかとこのように思うわけです。

前の12月の議会のときにも質問しましたけれども、上がった利潤を防災対策、河川の整備、護岸の整備等に持っていけるような方法をとれたらというようなことを、切に思うものですので、まだまだ新聞では大々的に、地方紙では大々的にするという形で載っているわけでありましてけれども、体制的には少しまだあやふやなところが、今の質問からしてとれるものですから、4月からはきちっと着工するんだということだけの確認を、いま一度得たいとおもうんですけども、その辺についてお答えいただきたいと思います。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

このことについては、4月からしっかり体制を組んで取り組んでいきたいと、このように考えています。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

そしたら、同じ機構改革なんですけれども、次の項目に移らせていただきます。

国体推進室についてお伺いしたいと思います。

国体準備については、準備態勢の強化のため、国体推進室を総務課に設置するとあります。

国体で、競技のため使用する体育館等への施設の工事や日置川テニスコート建設に係る工事

等については、どこがどのような形で取り組んでいくのですか。お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

ご存じのように、当町で国体を開催する種目については、ソフトテニス競技、卓球競技、空手道競技の3種目であることは、既にご承知のことと存じます。

まず卓球競技につきましては、白浜町立総合体育館と白浜会館が競技会場となり、空手道競技については、白浜町立総合体育館が競技会場となります。競技会場ごとに施設基準がそれぞれ設けられていますので、平成25年度末までに全ての工事を完了する予定で、現在進めてございます。

白浜町立総合体育館の国体競技開催に向けた整備につきましては、卓球競技を開催するために必要な照明照度が不足していましたので、平成21年度から平成22年度まで工事を施工し、完了してございます。白浜会館につきましては、卓球競技開催に当たり、照明照度が不足していることと、白浜会館そのものの耐震強度が課題となっており、現在、施設管理者である観光課で耐震診断を実施しているところです。そしてこの耐震診断の結果を待って、工事内容等を精査していくこととしてございます。

次に、ソフトテニス競技の会場となる日置川流域にある、白浜町テニスコートにつきましては、基本設計が完了し、現在実施設計を行っているところでございます。この施設の財産管理所管につきましては、白浜テニスコートが観光課、その隣接する若者広場と日置のテニスコートの日置総合運動場が教育委員会の所管となっております。そしてテニスコートの工事等につきましては、国体担当が窓口となり、それぞれ教育委員会、観光課と協議をしながら対応しているところでございます。

そして今後の直接の工事担当は、技術職員が配置されている課にお願いをし、事業が推進できるような体制づくりを検討しているところでございます。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

私は、工事がおくれている関係上、工事についてお尋ねしたわけでありませう。

その中でテニスコートのほうが一番気になっていたんですけれども、卓球の施設であります体育館につきましても、まだ耐震工事をしている状態だというようなことであるので、これは間に合うのかなということを本当に危惧するところであります。

それと、その話の中で、技術屋の不足が私は目に映るわけですね。建築について特にそういうことになるんですけども、そういうことからして、現体制でその技術屋の部署に任ずということですけど、やっぴいかなのかなということを危惧するのでありますけれども、その辺について、どうですか。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

先ほど申しました、町が作成しております定員適正化計画に伴う町職員の削減等の課題もありませんが、大変厳しい職員体制であります。しかしながら、この事業を推進できるように

努力していきたいと、このように考えてございます。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

先般、知事と会合でお会いしまして、国体の話になったわけです。そのときに、知事もやっぱりテニスコートが一番大々的とか目につくものですから、まだ工事ができていないし、間に合うのかなというようなことを、大変心配してくださっていたんです。私は、そのことばかり頭にあったんですけども、それプラス今先ほど申したように、結局卓球の耐震についてもこれからという話の中で、来年、再来年と、それでやっていけるのかなということについて危惧するということ、重ねて申し上げたい。

そんな中で、技術屋が不足しているということが、大きな原因の1つでもあるのかなというように思ったりするわけでありまして、ご存じだと思うんですけど、国体というのは、施設があつてすぐにかかるというんじゃないし、前年度に大体施設なり何なりが完成して、それからあとリハーサルを前年度にするというようにお伺いしているわけです。そういうのからすれば、施設の完成にはまだあと2年なり3年なりあるでしょうけれども、そういうリハーサルを考えた場合には、やっぱり今の状況からして、半年近く工事なり何なりがおくれているのではないかなと、そういうことについては、技術屋の職員が足らん、また、計画も少しおくれているものもあるんでしょうけれども、そういうことについていけるのかなということ、いま一度危惧するのでありますけど、その辺についても一度答弁を賜りたいと思います。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

議員ご指摘のとおり、技術職員については、20代から30代前半が非常に少なく、30代半ばから40代半ばまでに多く集中しているのが現状であります。

ご質問の職員の採用につきましては、白浜町職員定員適正化計画に基づき、採用可能な職員数のうち、必要な職種を適宜採用しているところであります。来年度は技術職として、新たに建築士1名を採用することとしているところであります。技術職員に限らず、専門職員につきましては、今後も当該改革に基づき、限られた採用職員数の中で、職員、組織全体の状況を見極めながら、調整していく必要があり、直ちに年齢差を加味した段階的な配置を実施することは困難でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、定年職員の再任用制度の完全実施や、定年延長などの職員の人事制度の改正も、今後検討されていることでもありますので、そうした状況も踏まえて、引き続き組織全体の年齢層も十分加味しながら、今後の職員採用を考えていきたいと、このように考えております。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

人員の採用については、今言うような話でいただいたということで、やっていかないかんということをお願いしたわけですけども、そっちへくるまでのテニスコートの施設の完成と、それから体育館について対応的にいけるのかどうかということでもあります。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

失礼いたしました。ソフトテニス競技のリハーサル大会は、平成26年度の7月後半に予定されております。白浜町テニスコートの整備工事計画につきましては、予算等が伴うものではございますけれども、現在、若者広場と日置総合運動場を利用している方々に対しての対応もあり、平成24年10月ごろに現場工事に着手したいと考えているところでございます。平成24年度と平成25年度の2カ年で工事完了を目指しているところでございます。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

ことしの10月ですか、若者広場については着工するというようなことで、1年半ほどかけてするということで、今の計画からすればできるということですので、私の考えが杞憂でないことを願いたいと思って、この質問については終わります。

次に、国体についてですけれども、ただ、人員について、技術屋さん等については、1名ほどの補充ということでありまして、昨年の9月の台風12号の災害復旧等についても、かなり進んでいるというものの、やっぱり何年かかかるということであるわけですが、そういったことからして、技術屋の不足ということを、私どもが建設課に行ったときにひしひしと感じるのでありますけれども、そのことについてはどうでしょうか。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

過日ご報告をいたしました機構再編の再編案において、農林水産課への工務係の設置を検討しているところであります。農林水産の技術分野を集約させることで、より迅速で専門的な対応が図れると、このように思っております。ただ、工務係の設置につきましては、平成25年度の実施を予定しておりますので、当面はこれまでどおり、関係部署と連携を図りながら対応することになりますけれども、町といたしましても1日も早い災害復旧工事に向け、鋭意取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

ちょっと質問と答弁とがかみ合いにくいところもあるんですけども、今の説明では25年から農林の分については工務係としていくというような格好と、そういうようなことを聞く話の中で、我々といたしましては、やはり技術化を図って、1日でも早い災害復旧の工事について完了して、次の充実した農林土木の仕事なり、県道の仕事なりを持ってもらうことを希望します。

次に、機構編成の概要についてからでありますけれども、総務課のまちづくり推進係を企画政策係と改編するとありますが、このことについて、企画と政策であるわけですから、我が町の主産業である観光にも大変大きくかかわってくることで、私として思っているわけでありまして。とりわけ、先日の地元紙の報道にもありましたように、昨年度の白浜町に来ら

れた観光客が300万人を割ったというところでもあります。去年の暮れに、景気対策補助金というような形で補正計上し、努力しているところでしょうけれども、抜本的にイベントの見直しについても必要なときにきているのではないかとというように私は思うのでありますが、いかがでしょうか。経済3団体での統一した催しものとか、日帰り客よりも宿泊しなければならないような催しとか、そういったものに移行していく必要があるのではないかと考えるのでありますけれども、さほどはネットについてのよいことについて、どうなんだと。ネットを活用するような方法としてのということの集客の利用というんですか、集客数のアップということを同僚議員が質問しておりましたけれども、私はそれもそうですけれども、催し物の中で、こういった形のものが、日帰り客よりも宿泊しなければならないような対応ということについてを思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

今、議員が申されましたように、観光は当町の主要産業であります。昨年の震災や台風により、地域経済はかつてないほどの大打撃を受けてございます。町といたしましても、町内の関係団体と連携をして、緊急経済対策を講じているところであります。また、経済情勢や各地との競争などのいろいろな要素があり、今までにも増してオール白浜での取り組みが必要であると痛感しております。

ご質問にありました抜本的なイベントの見直しにつきましては、基本的にはそれぞれの運営主体で鋭意ご検討いただき、必要により改善をしていただいたりしてございますが、各団体が別々に企画運営するのではなく、一緒になっての協議を基本にするべきだと考えています。

経済3団体での統一化したイベントや、宿泊を促せるような行事もご提言をいただきました。このことにつきましても、関係団体と十分協議をしながら、有効なイベント実施に努力をしたいと、このように思っています。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

今、オール白浜で取り組むということについて協議していきたいということですが、それはリーダーシップをとって、そういう形でやっていただきたいと、提言方お願いいたします。先ほど朝の質問でお願いはするなというようなことでありましたけれども、そう思います。

それから、そのことの中の改革というんですか、2の機構再編による組織体制等の中で、1の行政サービスの向上のための組織というのがあります。その中で、住民にわかりやすい行政組織とあるんですけれども、この住民にわかりやすい組織というの、少し私のほうはちょっと変わったような考え方で、それといま1つは、アにあります執務場所の再配置に伴う利用動線の整備というのがあるわけですが、このことを、庁内のほうもさることながら、今、庁舎に観光協会があります。観光協会に置きかえたら、こういうことが機構の改正にぴったり当てはまるように、私は思うわけがあります。

先般、委員会の中で、協会が土日祝祭日の休日に庁舎に事務所を置いていることについて、

異議を申立てるといふんですか、一考すべきでないのかというふうな意見もあったと思いま
すし、私も以前このことについて一般質問したことはあるんですけども、余りよい返事を
得られなかったわけです。その時の話として、係としては相手があるので白良浜あたりに
持っていったらどうなというふうな話だったんですけども、いまいち返事をもらえなかつ
たというところでありまして。だからそこら辺で、この際、白良浜近くに協会の事務所を構え
るような気持ちを、意識改革して持っていただくような、またそういうような意志を持っ
ていただくような形で進めていくべきではないのかと思うのでありますけれども、くどいよ
うですけども、そう思うわけでありまして。観光行政に取り組む観光協会が、元締めであり
ます協会の事務所が、土日祝祭日、庁舎に構えていて休みやということ自体、もう何回も申し
ますように、腑に落ちないわけです。やっぱりこのあたりは、観光課としても協力的に強く
そういうことを訴えていくべきではないのかというふうに思うわけでありまして。

それについて、ご意見をいただけたらと思います。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

今回の機構再編の検討におきましては、限られた現庁舎のスペースを行政側の考えだけで
なく、来庁者の利用動線を考慮した課、係の配置をすることを、項目の1つとして協議を進
めてまいりました。職務場所の再配置については、来年度以降にさらに協議を進める内容と
なっておりますけれども、予定といたしましては、関係ある部署をまとめて配置することや、
分掌事務の所管を改めることにより、利用動線を整備することとしているところであります。

なお、今回の機構再編による再配置案においては、観光協会の職務室の移動を伴うもので
ないことから、観光協会への執務室に関する協議を行っておりませんが、今後の機構再編の
協議を進める中で、そうした内容が含まれておることになれば、観光協会へ協議をする必要
があるものと考えるところでございます。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

庁内の機構についても変えると、より動きやすいように変えるというふうな中で、やはり
このあたりももう少し強く訴えて、やっぱり土日、一番仕事ができやすいような場所に観光
協会も移っていただいて、また反面そのあいた場所については、流動性の高い室内の取り
組み方というんですか、庁舎の中の動きのええような取り計らい方ができるんじゃないかと
いうふうに思うわけでありまして。

次に、企画政策係を設けたというところでありまして。

観光面につきまして、今申し上げたようにオール白浜ということも1つでありますし、い
ま1つは、カジノのことについて一考してはどうかというふうなことを提案するものであり
ます。4割自治とはいえ、財政も厳しい中で、集客についても下降気味であります。それは
去年は災害があったというふうなことからそういう格好であるのかもわかりませんが、
今後においても、景気の動向から見て余りよい材料が見受けられないような現状ではないか
と思うわけでありまして。そういった中で、カジノについての勉強会と申しますか、知識と申
しますか、カジノ法案ができたときに、そういうのを受け入れられるとか、受け入れられな

いとか、その辺までの認識を高めるだけの知識を持つべきではないかというように思うのでありますけれども、いかがでしょうか。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

カジノ構想につきましては、これまでも町議会におきまして、議員の皆様より一般質問をいただいていたところでございます。カジノは観光振興、経済波及効果、雇用創出効果などプラスの効果が期待できると言われております。また、カジノを誘致することによって、自治体は税収増によって、財政的自立が図られるという意見もよく聞くところでございます。

しかし、反面、暴力団などの組織悪の介入、犯罪の増加や治安の悪化、青少年への悪影響、ギャンブル依存症の増長など、カジノに対する懸念が指摘されています。カジノが健全な娯楽として成立するためには、健全かつ安全に行われることを担保とする制度と、国民並びに住民の理解と支援を得ることが、大前提になるのではないかと考えています。

現在、県が事務局を持つ、カジノ・エンターテイメント研究会に参加し、情報収集するよう、担当課に指示しているところでございます。今後も、国や県の動向を注視しながら、情報の収集並びに研究に努め、慎重に対応していきたいと、このように考えてございます。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

今の答弁で、一応、県のカジノ研究会に参加していると、そんな中で情報収集に努めているということでありました。

こういった話の中で、やはり現状では、他府県に誘致の動きが見え隠れする中で、やはり割と活性化に取り組む知事さんなどが、特に誘致についての発言を大にしているように思うわけです。

そんな中で、和歌山県にあつては、前の知事がこういったことについての位置づけと、それと白浜というところの場所について、県下の中で一番有力的に位置づけしているというように聞いているわけでありましてけれども、そういった中で、する、しないは別にしろ、法案が決まったときに、どういうことがいい、悪いというのが認識できるように、今、されているということでもありますけど、いま一步踏み込んだ勉強会なり取り組むということ、考えられないものかということについて、いま一度ご答弁を賜りたいと思います。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

今も申しあげましたカジノ・エンターテイメント研究会のさらなる情報収集にいそしんで、鋭意検討させていただけたらと思います。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

それでは、また別の質問に移ります。

7の中で、機構再編による組織体制等についての中から、2の簡素で効率的な組織という

ことがあるわけでありまして、効率的な内部組織の整備による命令系統の明確化というくだりがありまして、イとして日置川事務所における事務処理体制の再編を掲げ、組織内分権による行政運営の効率化を図るため、日置川事務所で処理することが適当である行政事務を集約し、予算及び権限等、事務処理に必要な環境の整備に向けた取り組みを進めるとあるわけですが、具体的にはどのようにされるのかということについて、お尋ねしたいわけではあります。

私は、かねがね日置川事務所長についての権限というんですか、やっぱり予算化をつけて、住民の細かい要望なり、それから表現はよくないかわかりませんが、どぶ板等のそういったことまで、本庁の建設課に伺いを立てるといようなことじゃなしに、そういう要望が上がってきたらすぐさま対応できるということぐらいの権限をつけたらどうなというように、再三申し上げてきたのでありますけれども、なかなかそれが実行にされていないわけではあります。今回、こういった形で簡素で効率的な組織という中で上がってきているものから、いま一度お尋ねしたいわけではあります。

具体的には、どのようなことなのかということ、例を挙げていただけたらと思います。

○議 長

番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）

日置川事務所の権限移譲について、いわゆる日置川事務所における事務処理体制の再編についてでございますけれども、日置川地域に係る行政事務のうち、どの部分までを日置川事務所に集約するかについては、今後、各課でヒアリングを実施し、調整することとなっております。現時点において、具体的に決定しているわけではございません。事業規模を考慮する必要はあるものの、例えば、生活道路の改良や公営住宅の改修、観光施設管理などは、十分可能ではないかと考えているところであります。今後、実施するヒアリングの中で、もっと多くの項目が上がってくるとは想定されますけれども、その内容を精査し、日置川事務所が処理することが適当である事務に応じた予算、人員を配置し、日置川事務所長が業務遂行できる環境を整備したいと、このように考えているところでございます。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

我々、日置川地域の者につきましては、大変ええ答弁をいただいたわけではあります。例を挙げてみますと、今の大阪市の中のそれぞれの区があります。その区長さんに権限がないような形が、今の実態だと思っております。その実態が悪いということ、橋下市長がそういうことにメスを入れると言っているような形が都構想であつたりするよう思ったりもするわけではあります。

ぜひとも日置川事務所長に、ある程度の権限と、それから予算を与えていただければと、今、そういうような返事を聞いたものですから、そういうことを期待して、これで私の質問を終わります。

通告で、防災についてということで、避難場所についてのことについて通告を上げていたんですけど、この質問につきましては、次回、数カ所の避難場所について質問したいと思いますので、申しわけございませんが、これで私の質問は終わります。

○議 長

以上をもちまして、三倉議員の質問は終わりました。

一般質問の途中ではございますけれども、本日はこれをもって延会し、次回は明日3月14日水曜日午前9時30分に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会します。

次回は明日3月14日水曜日午前9時30分に開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議長 西尾 智朗は、14時47分延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 24 年 3 月 13 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員